

六戸町公共施設等総合管理計画



青森県 六戸町
令和4年3月 改訂

■ 目 次 ■

第1章 公共施設等総合管理計画の目的等	1
1 目的.....	2
2 対象施設.....	3
3 位置付け.....	4
4 計画期間.....	5
5 取組体制.....	6
6 更新費用シミュレーション条件.....	7
第2章 六戸町の概要	11
1 位置・地勢.....	12
(1) 位置・地勢.....	12
(2) 土地利用状況.....	13
2 産業.....	14
3 人口動向.....	15
(1) 人口の動向と将来予測.....	15
(2) 人口動態.....	16
4 財政状況.....	18
(1) 歳入歳出の推移.....	18
(2) 投資的経費の推移.....	20
(3) 有形固定資産減価償却率の推移.....	21
(4) 現在の維持管理経費.....	21
第3章 公共施設等の現状と将来見通し	23
1 施設の現状.....	24
(1) 建物系公共施設.....	24
(2) インフラ系公共施設.....	26
2 将来の更新費用の見通し.....	28
(1) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み（建物系公共施設）.....	28
(2) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み（インフラ系公共施設）.....	29
(3) 公共施設全体を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み.....	32
(4) 長寿命化対策を反映した場合の見込み（建物系公共施設）.....	33
(5) 長寿命化対策を反映した場合の見込み（インフラ系公共施設）.....	34
(6) 公共施設全体を長寿命化対策した場合の見込み.....	34
(7) 対策の効果額.....	35

第4章 公共施設等総合管理計画の基本方針	37
1 公共施設における現状と課題	38
(1) 施設の老朽化	38
(2) 財政負担	38
(3) 住民ニーズの変化	38
2 基本方針.....	39
(1) 建物系公共施設.....	39
(2) インフラ系公共施設	40
3 維持管理方針	41
(1) 点検・診断等の実施方針	41
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	43
(3) 安全確保の実施方針	44
(4) 耐震化の実施方針	45
(5) ユニバーサルデザイン化の推進	45
(6) 長寿命化の実施方針	45
(7) 統合や廃止の推進方針	46
(8) 統合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	47
4 フォローアップの実施方針	50
第5章 施設類型ごとの公共施設等の方針	51
1 建物系公共施設.....	52
(1) 町民文化系施設.....	52
(2) 社会教育系施設.....	54
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	56
(4) 学校教育系施設.....	58
(5) 子育て支援施設.....	60
(6) 保健・福祉施設.....	62
(7) 医療施設	64
(8) 行政系施設.....	66
(9) 公営住宅	68
(10) 公園	70
(11) その他.....	72
2. インフラ系公共施設.....	74
(1) 道路.....	74
(2) 橋りょう	75
(3) 下水道施設.....	76
(4) ため池.....	78

第1章

公共施設等総合管理計画の目的等

第1章 公共施設等総合管理計画の目的等

1 目的

わが国では、戦後から高度経済成長期における人口の増加と社会環境の変化に伴い、教育施設、公営住宅などの公共施設や道路・橋・上下水道などのインフラ施設が整備されてきました。しかし、その当時から建設されてきた公共施設は老朽化し、大規模な改修や建替えが必要となってきました。

一方で、多くの地方公共団体は厳しい財政状況が続く中で、今後、人口の減少や少子高齢化の進展に伴い社会経済情勢が急速に変化し、公共施設の利用需要が変化していくことが予想されます。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされています。また、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」と決定されたところです。

本町におきましても、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことによって、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置や有効活用について、検討することが求められるところです。したがって、本町の公共施設等の将来あるべき姿について検討する上での素材となるよう、平成28年度に施設等の管理計画をとりまとめました。今回、令和2年度までに各長寿命化計画及び個別施設計画が策定され詳細な状況把握がなされたことから、各個別施設計画及びその他データを基に改訂を実施します。

2 対象施設

本計画では、本町が所有する全ての施設を対象とし、建物系公共施設は11に分類（町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、医療施設、行政系施設、公営住宅、公園、その他）し、インフラ系公共施設は3つに分類（道路、下水道、農業水利施設）し整理します。

（上水道事業は八戸圏域水道企業団にて実施のため、また六戸消防署は十和田地域広域事務組合にて管理しているため、対象には含まれておりません）

対象とする施設分類（機能別分類）

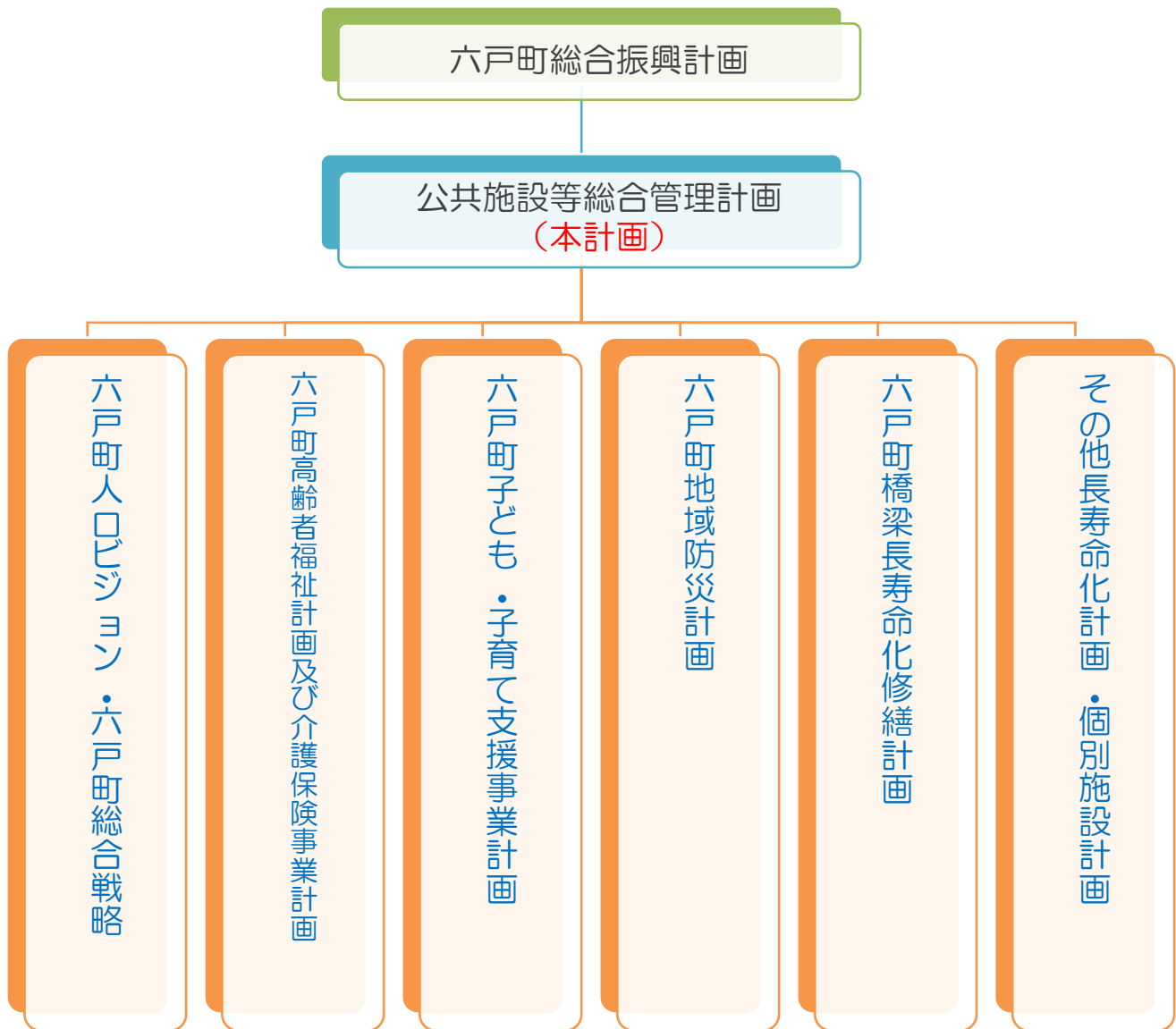
類型区分	大分類	中分類	主な施設
建物系 公共施設	町民文化系施設	集会施設	コミュニティセンター・公民館
		文化施設	文化ホール
	社会教育系施設	図書館	図書館
		博物館等	郷土資料館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館・野球場
		レクリエーション施設・観光施設	観光施設
	学校教育系施設	学校	小学校・中学校
	子育て支援施設	幼児・児童施設	児童館・学童保育
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター・地域包括支援センター
	医療施設	医療施設	診療所
	行政系施設	庁舎等	庁舎・支所
		消防施設	消防団屯所
		その他行政系施設	防災倉庫
	公営住宅	公営住宅	公営住宅
公園	公園	便所	
その他	その他	職員住宅・公衆便所・倉庫	
インフラ系 公共施設	道路	道路	
		橋りょう	
	下水道	下水道施設	下水処理施設
	農業水利施設	ため池	ため池

（公共施設等更新費用試算ソフト仕様書より抜粋、類型区分を分類（ため池を追加））

3 位置付け

本計画は、本町の最上位計画である「第5次六戸町総合振興計画（ろくのへ未来計画2030）」を支える計画であり、これまでに策定された各部門の個別計画や事業の中で、各公共施設およびインフラ資産に関連する内容との整合性を図り、公共施設を横断的かつ一元的に管理して、公共施設の適正な管理および行財政改革の推進に寄与するものと位置付けます。

公共施設等の係る計画の位置付け

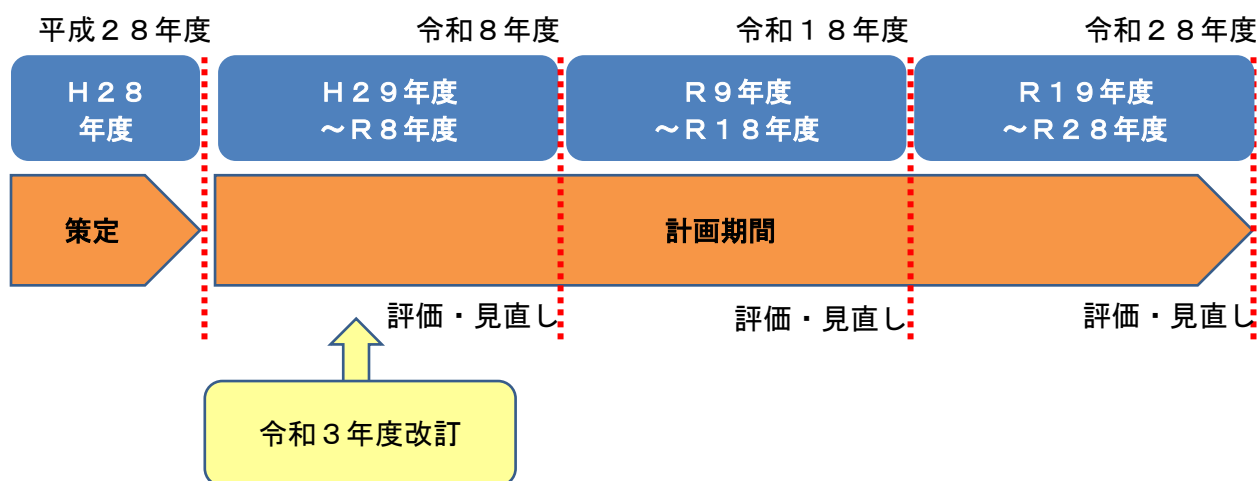


4 計画期間

公共施設の管理は、総合振興計画に基づくとともに中長期的な視点が不可欠であり、現在保有する公共施設は今後30年の間に更新や大規模改修の必要性が生じるものと考えられることから、本計画は、平成29年度から令和28年度までの30年間を計画期間とします。

また、全体の計画期間を10年ごとに区分し、期間ごとにプランを策定・実行して、期末には管理計画推進の評価及び見直しを行うことを基本とします。また、財政状況や制度改正等、計画の前提条件に変更が生じた場合には、必要に応じ見直しを行います。

今回、各個別施設計画及び長寿命化計画等が令和2年度までに策定されたことを受けて、5年目での改訂を実施致します。

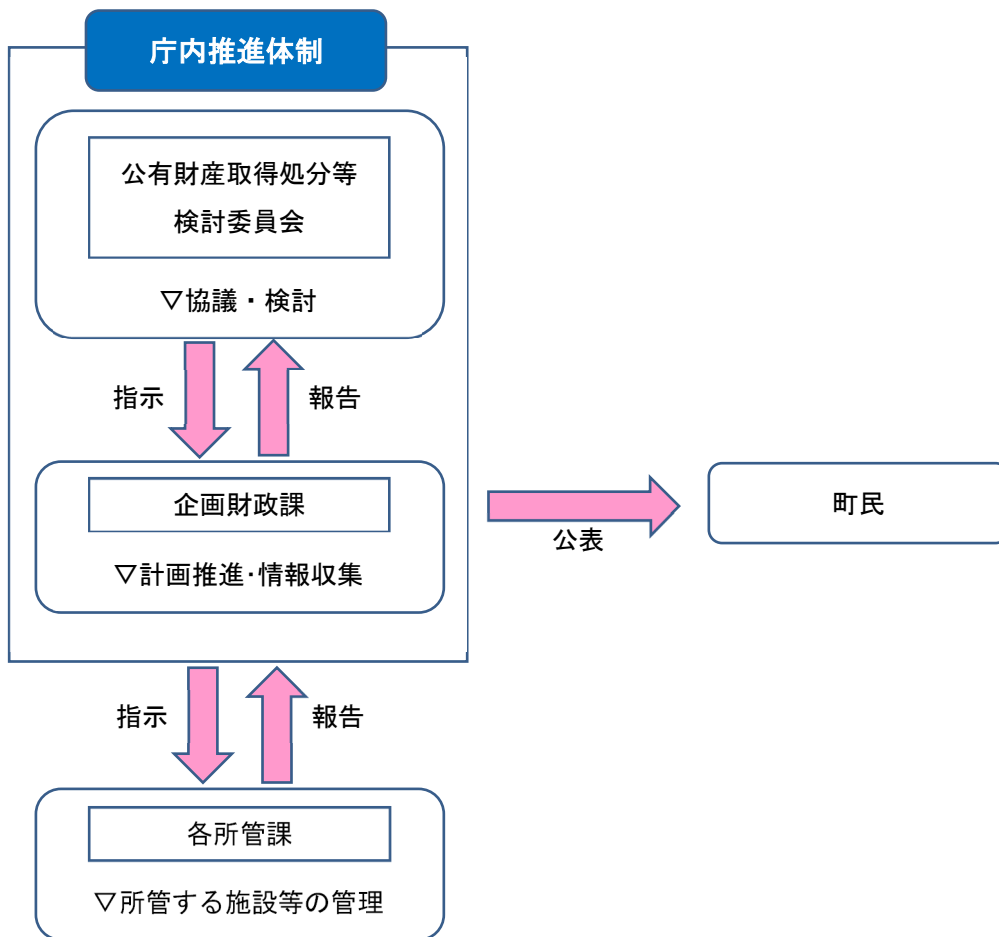


5 取組体制

公共施設等の管理は、所管課において実施します。公共施設等の情報収集および調整等については、企画財政課にて一元的に行います。

公共施設を効率的に管理するため、職員一人一人が公共施設のマネジメントを行う意義を理解し、意識を持って取り組むとともに、住民サービスの向上のため、創意工夫を凝らして取り組むものとしします。

また、公共施設等の適正配置や統廃合等の検討にあたっては、住民の方々に対して随時情報提供を行い、協働の推進に向けて町全体で認識の共有化を図ります。



6 更新費用シミュレーション条件

更新費用シミュレーション条件（建物系公共施設）

項目		条件	
更新費用の推計額		事業費ベースでの計算	
計算方法		延床面積×更新単価	
更新単価		次頁の更新単価表のとおり	
施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み	耐用年数	60年	
	大規模改修	建築後30年（期間：2年間）	
	建替え	建築後60年（期間：3年間）	
	改修／建替え時期を超過している施設（積み残し分）	<ul style="list-style-type: none"> 改修／建替え時期を超過している施設（積み残し分）は、今後10年以内に工事を実施するものとして、延床面積×更新単価の1/10の額を10年間にわたって計上 今後10年以内に建替え時期を迎える施設は、建替えまでの間は小規模修繕等により使用するものとして、積み残し分の改修費用は計上しない 	
長寿命化対策等を反映した場合の見込み	構造	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート 鉄骨造 	<ul style="list-style-type: none"> 軽量鉄骨造 木造 コンクリートブロック
	目標使用年数	80年	50年
	中規模修繕①	建築後20年（期間：1年間）	実施しない
	大規模改修	建築後40年（期間：2年間）	実施しない
	中規模修繕②	建築後60年（期間：1年間）	建築後25年（期間：1年間）
	建替え	建築後80年（期間：3年間）	建築後50年（期間：3年間）
	解体撤去	解体時期が決定している施設は該当年度に解体費用を計上 解体時期が未定の施設は今後10年以内に解体を行うものとして延床面積×更新単価の1/10の額を10年間にわたって計上	
修繕／改修／建替え時期を超過している施設（積み残し分）	<ul style="list-style-type: none"> 修繕／改修／建替え時期を超過している施設（積み残し分）は、今後10年以内に工事を実施するものとして、延床面積×更新単価の1/10の額を10年間にわたって計上 今後10年以内に次の工事（修繕／大規模改修／建替え）時期を迎える施設は、次の工事までの間は小規模修繕等により使用するものとして、積み残し分の修繕／改修費用は計上しない 		

更新単価（建物系公共施設）

（万円／㎡）

施設用途	改修区分別更新単価				
	中規模修繕①	大規模改修	中規模修繕②	建替え	解体撤去
町民文化系施設	10	25	12	40	2.8
社会教育系施設	10	25	12	40	2.8
スポーツ・レクリエーション系施設	9	20	11	36	2.8
産業系施設	9	20	11	36	2.8
学校教育系施設	8	17	10	33	2.8
子育て支援施設	8	17	10	33	2.8
保健・福祉施設	9	20	11	36	2.8
医療施設	9	20	11	36	2.8
行政系施設	10	25	12	40	2.8
公営住宅	8	17	10	28	2.8
公園	8	17	10	33	2.8
その他	9	20	11	36	2.8

更新単価（インフラ系公共施設（建物））

（万円／㎡）

施設用途	改修区分別更新単価				
	中規模修繕①	大規模改修	中規模修繕②	建替え	解体撤去
排水処理施設	9	20	11	36	2.8

【解説】

- ・大規模改修及び建替えの更新単価は、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」における標準単価を採用しました。（建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については上記単価に含むものとして想定）
- ・中規模修繕①は建替えの約 25%、中規模修繕②は建替えの約 30%の更新単価として試算しました。
- ・解体撤去の費用は、「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果」（平成 25 年 12 月・総務省）を参考に単価を設定しました。

更新費用シミュレーション条件（道路）

項目	条件
更新費用の推計額	事業費ベースでの計算
計算方法	道路部面積×更新単価÷15（年間更新費用）
更新費用の計上方法	道路全体の更新費用を15年に分けて計上

更新費用シミュレーション条件（橋りょう）

項目	条件
更新費用の推計額	事業費ベースでの計算
計算方法	道路部面積×更新単価÷60（年間更新費用）
更新費用の計上方法	橋りょう全体の更新費用を60年に分けて計上

更新費用シミュレーション条件（下水道）

項目	条件
更新費用の推計額	事業費ベースでの計算
計算方法	管径別延長×更新単価÷50（管渠の年間更新費用）
	下水道施設（建物）は建物系公共施設に準じる
更新費用の計上方法	下水道管等全体の更新費用を50年に分けて計上
	下水道施設（建物）は建物系公共施設に準じる

更新単価（インフラ系公共施設）

施設用途	更新年数	更新単価
道路（1級・2級・その他）	15年	4,700円/㎡
橋りょう（鋼橋）	60年	425千円/㎡
橋りょう（鋼橋を除く）	60年	500千円/㎡
下水道（～250mm）	50年	61千円/m
下水道（251～500mm）	50年	116千円/m
下水道（501～1,000mm）	50年	295千円/m
下水道（1,001mm～）	50年	749千円/m

※ため池は、更新費用試算の対象外としています。

第2章 六戸町の概要

第2章 六戸町の概要

1 位置・地勢

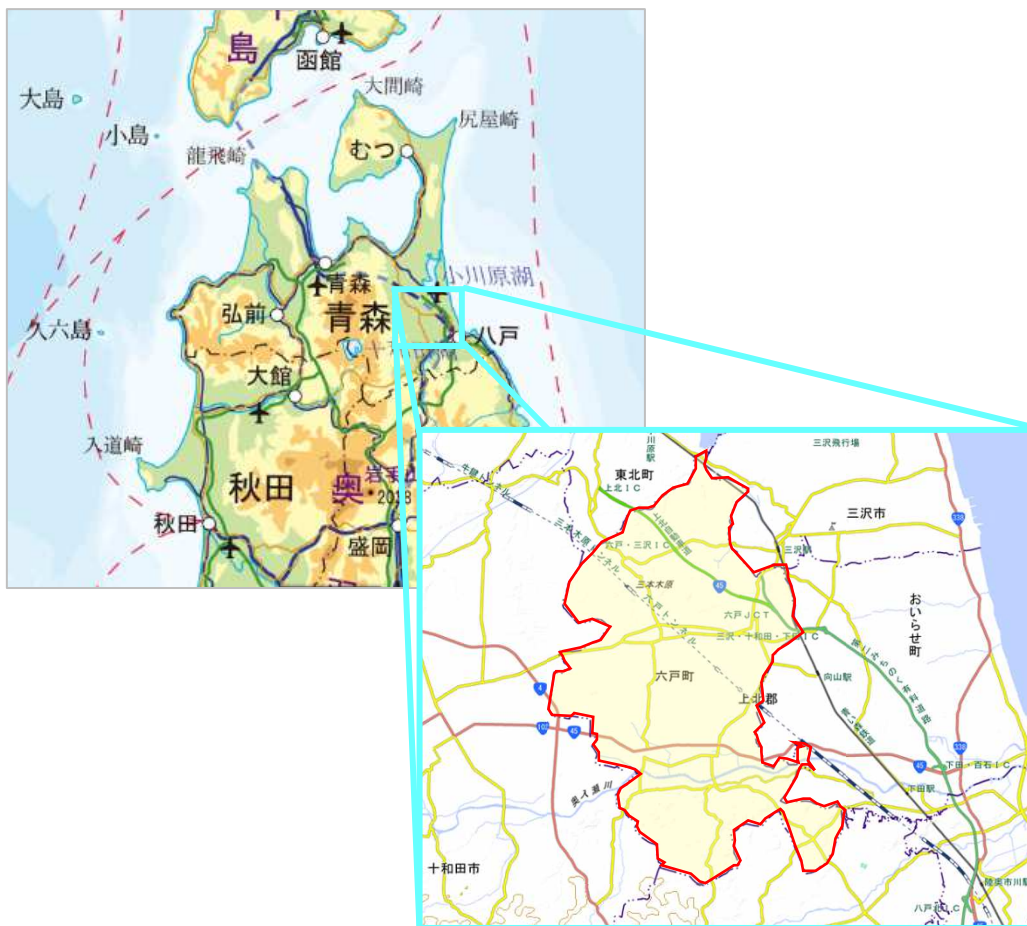
(1) 位置・地勢

本町は、青森県の東南部に位置し、東はおいらせ町、西は十和田市、南は五戸町、北は三沢市、東北町と接しており、八戸市・十和田市・三沢市の三市のほぼ中心に位置しています。

南部台岳地帯の一部を形成している洪積層の台地と、細長い沖積層平野とからなり、目立った高地・山岳はなく、奥入瀬川が町の南部を東西に流れ、その流域には水田が広がっています。

東西10km、南北15kmと南北にやや長い形をしており、総面積は83.89km²となっています。

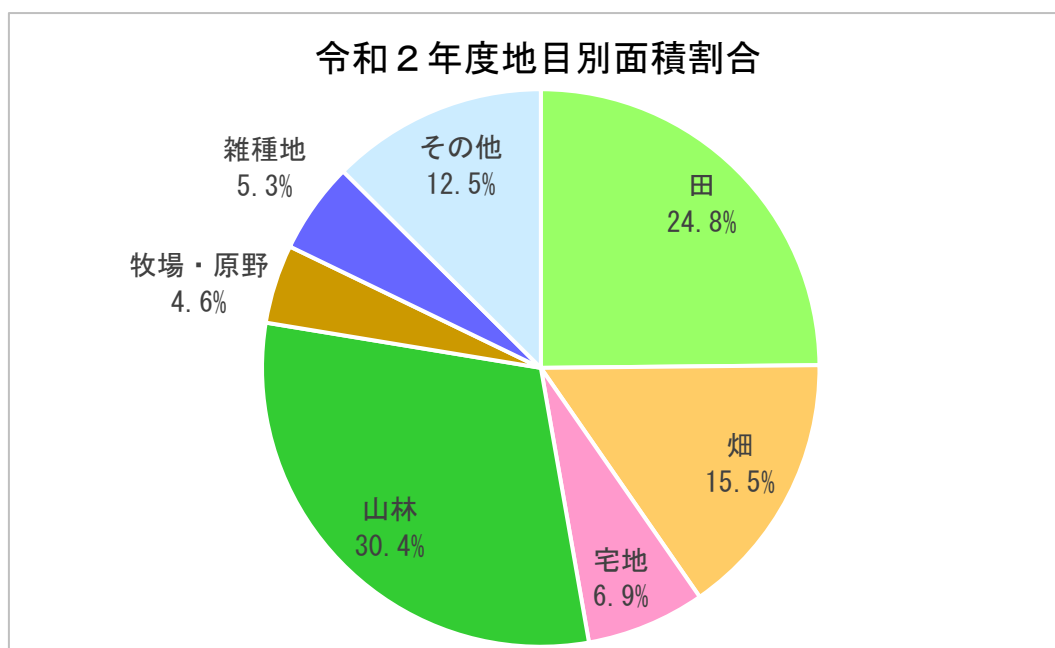
気候は、雪が比較的少なく、年間を通じて穏やかな気候ではありますが、夏には偏東風（ヤマセ）の冷たい風が太平洋側から吹きつけ、農作物の成長に影響を与えることがあります。



(地図は国土地理院ウェブサイト 地理院地図を編集して使用)

(2) 土地利用状況

本町の土地利用は、本計画策定（平成27年度）時点で、山林が全体の30.1%を占め、次いで田26.6%、畑16.6%、宅地6.4%でした。直近（令和2年度）時点では、山林が全体の30.4%を占め、次いで田24.8%、畑15.5%、宅地6.9%となっております。平成27年度と令和2年度を比較すると、面積比率はほぼ同じ比率となっており、また面積の増減については、農地（田・畑）が減少しているのに対し、宅地や雑種地が増加していることが分かります。



土地利用状況の推移

(単位: k²)

年度	総面積	田	畑	宅地	山林	牧場・原野	雑種地	その他
平成23年度	84.06	22.41	13.95	5.22	25.28	2.47	3.92	10.81
平成24年度	84.06	22.38	13.94	5.30	25.26	2.47	3.90	10.81
平成25年度	84.06	22.37	13.93	5.32	25.26	2.47	3.89	10.82
平成26年度	83.89	22.37	13.92	5.32	25.26	2.47	3.89	10.69
平成27年度	83.89	22.33	13.90	5.33	25.25	2.43	3.97	10.63
平成28年度	83.89	22.26	13.93	5.55	25.14	2.43	3.93	10.65
平成29年度	83.89	21.72	13.69	5.61	25.18	2.87	4.14	10.68
平成30年度	83.89	20.97	13.06	5.65	25.51	3.71	4.37	10.62
令和元年度	83.89	20.87	13.00	5.72	25.45	3.82	4.41	10.62
令和2年度	83.89	20.84	13.01	5.78	25.48	3.82	4.44	10.52

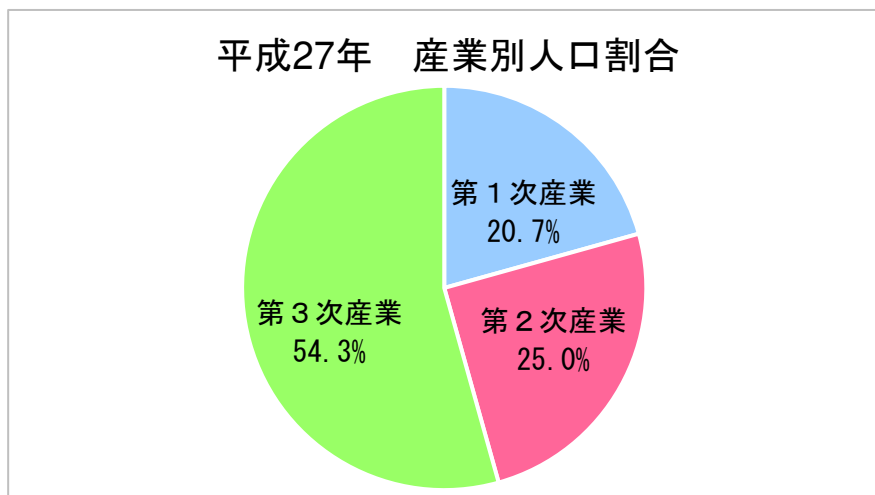
(町勢データをもとに作成)

※平成26年度の面積の減少は、国土地理院公表の面積の変動によります。

2 産業

本町の産業構成は、第1次産業が20.7%（全国平均4.0%）、第2次産業が25.0%（全国平均25.2%）、第3次産業が54.3%（全国平均71.0%）となっており、全国平均と比較すると第1次産業の割合が高いことが分かります。

昭和50年からの推移をみると、第1次産業は減少、第2次産業は増加後、平成12年をピークに減少、第3次産業は増加の傾向にあります。



(単位：人)

区分	年次	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	農業	3,369	2,482	1,565	1,558	1,410	1,148	1,099
	林業	6	9	14	4	0	0	6
	水産業	1	1	0	0	4	2	0
	計	3,376	2,492	1,579	1,562	1,414	1,150	1,105
第2次産業	鉱業	3	26	7	8	12	2	4
	建設業	382	659	891	952	815	676	654
	製造業	280	616	794	734	652	670	677
	計	665	1,301	1,692	1,694	1,479	1,348	1,335
第3次産業	卸売業	464	665	731	761	639	624	683
	金融・保険・不動産	35	61	83	85	94	107	109
	運輸・通信業	167	211	228	232	210	210	243
	電気・ガス・水道	2	6	12	12	10	15	21
	サービス業	527	927	1,099	1,123	1,483	1,496	1,623
	公務	137	179	218	212	199	195	225
	分類不能	5	0	4	5	4	0	0
	計	1,337	2,049	2,375	2,430	2,639	2,647	2,904
合計	5,378	5,842	5,646	5,686	5,532	5,145	5,344	

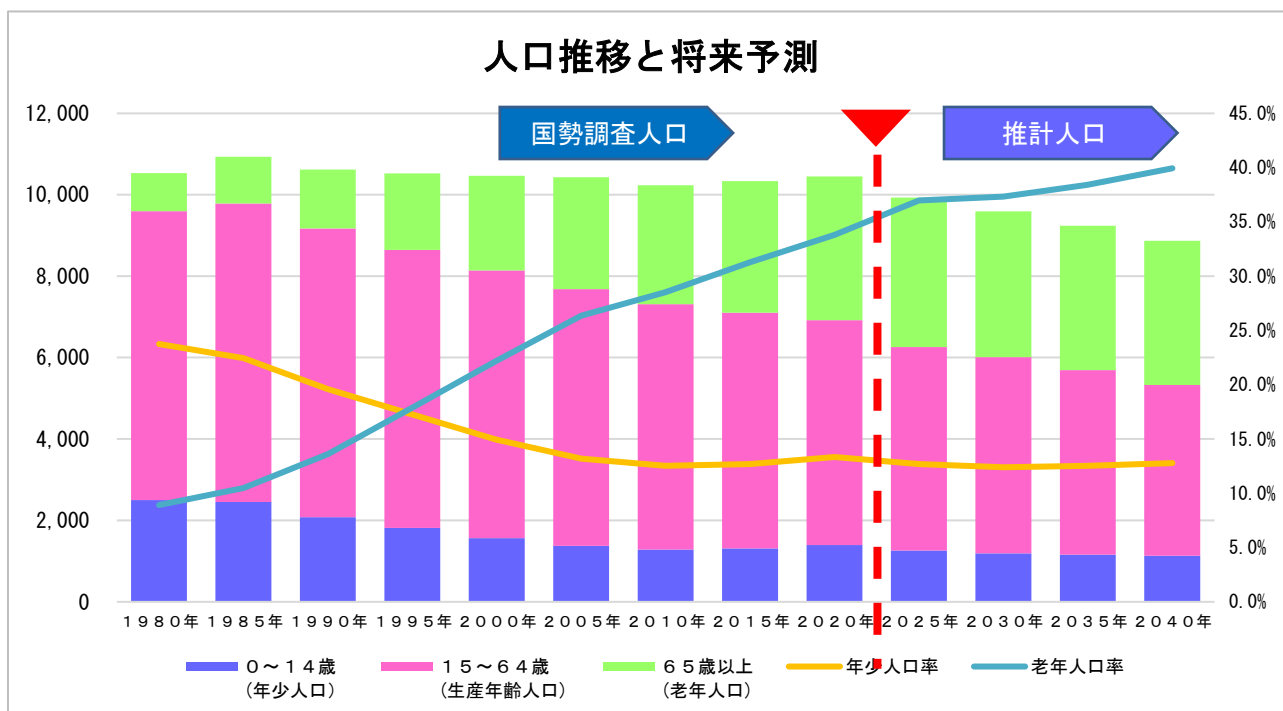
(町勢データをもとに作成)

3 人口動向

(1) 人口の動向と将来予測

本町の人口は、昭和60年に総人口のピークを迎えそれ以降は減少していましたが、平成27年からは増加に転じ、令和2年時点でも継続して増加しております。しかし、生産年齢人口は昭和60年をピークとして減少傾向にあります。

将来の人口予測においては人口減少の傾向となっており、年少人口・生産年齢人口の減少と老年人口の増加が予測されています。



(単位：人)

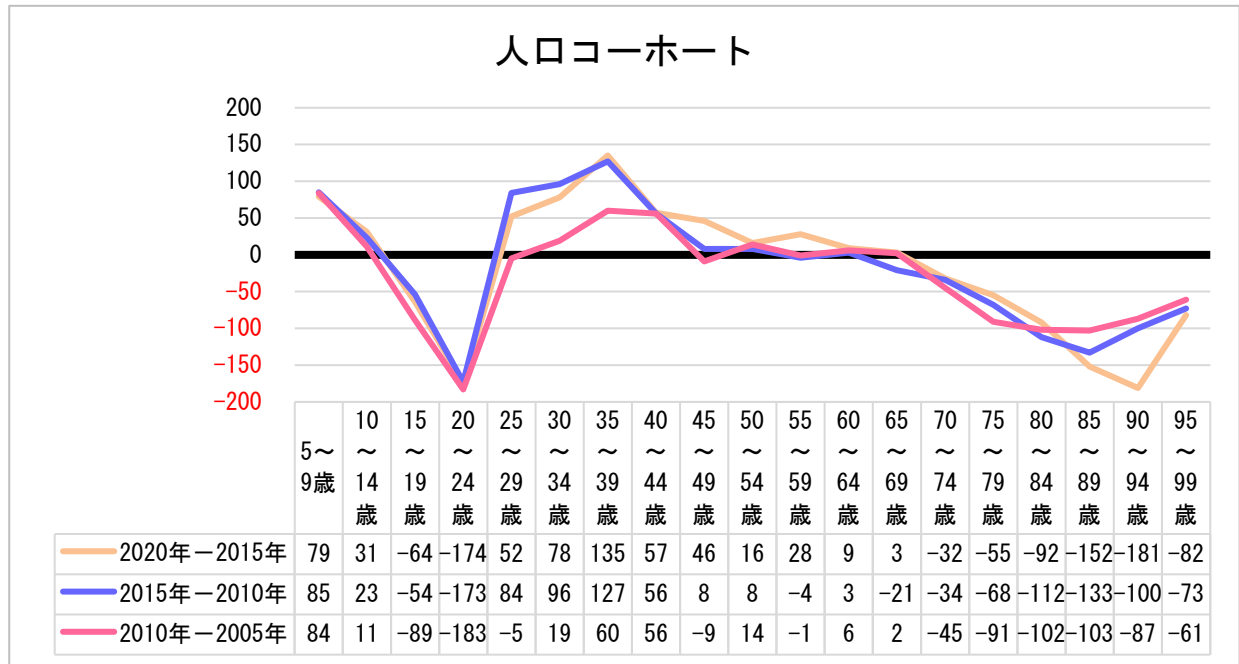
		0~14歳 (年少人口)	年少 人口率	15~64歳 (生産年齢人口)	生産年齢 人口率	65歳以上 (老年人口)	老年 人口率	人口総数
1980年	昭和55年	2,501	23.7%	7,092	67.3%	939	8.9%	10,532
1985年	昭和60年	2,453	22.4%	7,332	67.1%	1,146	10.5%	10,931
1990年	平成2年	2,079	19.6%	7,092	66.8%	1,444	13.6%	10,615
1995年	平成7年	1,816	17.3%	6,826	64.9%	1,881	17.9%	10,523
2000年	平成12年	1,562	14.9%	6,577	62.9%	2,325	22.2%	10,481
2005年	平成17年	1,375	13.2%	6,306	60.5%	2,749	26.4%	10,430
2010年	平成22年	1,283	12.5%	6,029	58.9%	2,921	28.5%	10,241
2015年	平成27年	1,311	12.7%	5,790	56.0%	3,231	31.3%	10,423
2020年	令和2年	1,394	13.3%	5,522	52.9%	3,531	33.8%	10,447
2025年	令和7年	1,260	12.7%	4,997	50.3%	3,670	37.0%	9,927
2030年	令和12年	1,189	12.4%	4,822	50.3%	3,579	37.3%	9,590
2035年	令和17年	1,157	12.5%	4,533	49.1%	3,548	38.4%	9,238
2040年	令和22年	1,133	12.8%	4,193	47.3%	3,541	39.9%	8,867

(昭和55年～令和2年…国勢調査、令和7年～令和22年…六戸町人口ビジョン)

(2) 人口動態

人口コーホート分析

人口コーホート分析とは、国勢調査の5歳年代別人口を5年前の5歳下の人口を差し引くことによって、その5年間の間に世代別の人口がどの程度増減したかをみる手法です。70歳未満では、自然減は人口比でさほど多くないため、事実上の社会増減をみることができます。



(資料：国勢調査：令和2年)

分析の結果、以下のことが考えられます。

- ・ 5～14歳（特に5～9歳）は、増加傾向にあります。
- ・ 25～44歳（特に35～39歳）も、増加傾向にあります。
比較的若い生産年齢の世代が、住環境や子育て環境等を求めて町内に転入していることが考えられます。
- ・ 15～24歳（特に20～24歳）は、減少傾向にあります。
高校・大学生世代が、進学のため町外に転出していることが考えられます。
- ・ 45～70歳の世代は、増減の幅が少ない傾向にあります。
転入・転出が比較的少なく、町内に居住しつづけていることが考えられます。
- ・ 70歳以上の世代は、減少傾向にあります。
70歳以上では、自然減による影響が大きいことが考えられますが、より充実した医療や高齢者福祉の環境を求めて、町外に転出していることも考えられます。

全体としては平成27年と令和2年の増減においては、前回とほぼ同じ傾向となっています。

従業通学分析

従業通学分析は、通勤通学の動向を把握するものです。

本町の従業通学者（15歳以上）の内訳をみると、町外から本町へ通勤通学する人口、本町から町外への通勤通学をする人口は、ともに十和田市・三沢市が大きくなっています。また、他市町村から本町へ通勤通学する人口よりも、本町から他市町村への通勤通学する人口の方が多くなっています。平成27年では八戸市も増加傾向にあります。

当地で従業・通学（15歳以上）

（単位：人）

	就業者	通学者	総数
他市町村に常住（県内）	1,676	119	1,795
内_十和田市	648	45	693
内_三沢市	355	37	392
内_おいらせ町	302	36	338
内_八戸市	145	—	145
内_東北町	92	1	93
内_七戸町	46	—	46
内_五戸町	50	—	50
内_六ヶ所村	3	—	3
内_その他県内市町村	35	—	35
他市区町村に常住（県外）	12	1	13
他市区町村に常住（合計 ※従業地・通学地不詳を含む）	1,717	186	1,903
自市町村に常住（※従業地・通学地不詳を含む）	2,460	123	2,583
総数（15歳以上年齢 ※従業地・通学地不詳を含む）	4,185	247	4,432

当地に常住する就業者・通学者（15歳以上）

（単位：人）

	就業者	通学者	総数
他市町村で従業・通学（県内）	2,845	282	3,127
内_十和田市	875	104	979
内_三沢市	794	54	848
内_おいらせ町	396	8	404
内_八戸市	404	88	492
内_東北町	62	—	62
内_七戸町	41	6	47
内_五戸町	65	2	67
内_六ヶ所村	152	—	152
内_その他県内市町村	56	20	76
他市区町村で従業・通学（県外）	36	8	44
他市区町村で従業・通学（合計 ※従業地・通学地不詳を含む）	2,918	294	3,212
自市町村で従業・通学	2,460	123	2,583
総数（15歳以上年齢 ※従業地・通学地不詳を含む）	5,378	417	5,795

（資料：国勢調査 平成27年）

4 財政状況

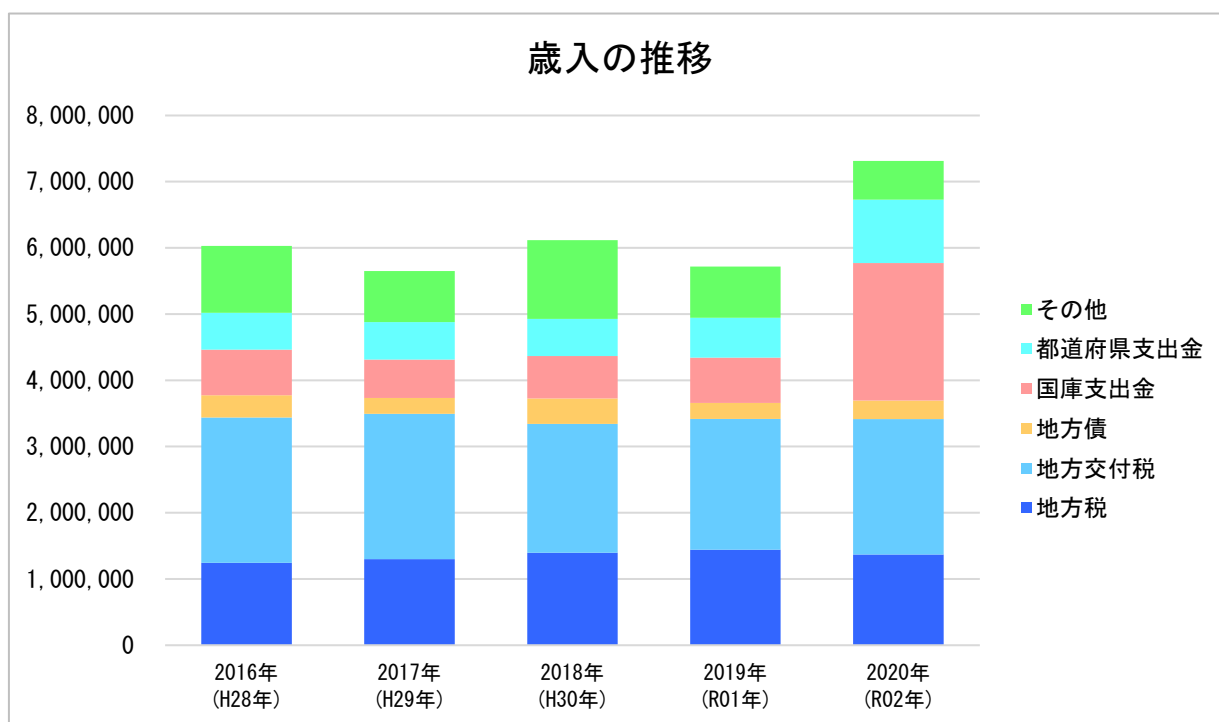
(1) 歳入歳出の推移

【歳入】

過去の推移をみると、地方債・地方交付税が減少傾向にあるのに対し、地方税・国庫支出金・都道府県支出金・その他の費目で増加しています。令和2年度の大幅な増額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対応事業として行われた特別定額給付金事業費補助金や、感染症対策の財源である地方創生臨時交付金が新たに新設されたことがあげられます。

<歳入決算額の推移（普通会計決算）>

(単位：千円)



(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地方税	1,243,038	1,298,497	1,395,649	1,442,038	1,368,828
地方交付税	2,194,173	2,194,173	1,944,824	1,975,403	2,045,377
地方債	336,000	240,032	384,600	241,300	279,130
国庫支出金	690,604	579,749	640,146	683,464	2,077,271
都道府県支出金	554,805	566,087	561,337	602,289	955,674
その他	1,010,433	770,751	1,190,126	772,933	586,697
歳入合計	6,029,053	5,649,289	6,116,682	5,717,427	7,312,977

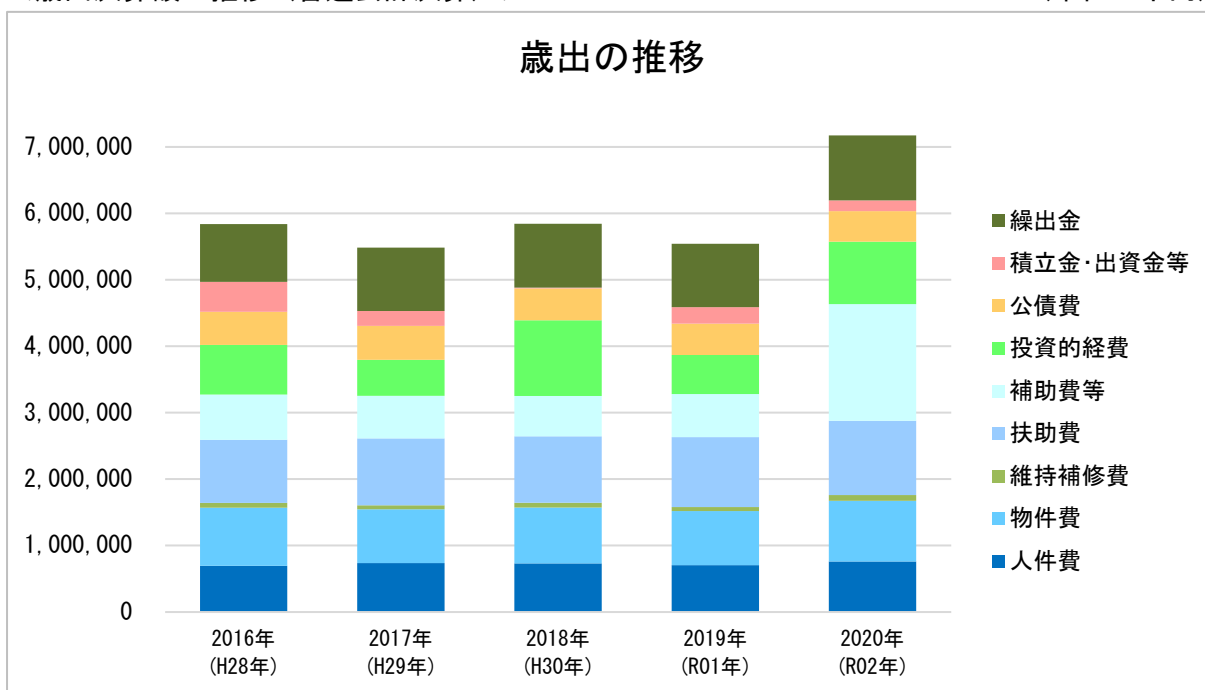
(六戸町一般会計決算統計資料をもとに作成)

【歳出】

過去の推移をみると、公債費や積立金・出資金等が減少傾向にあるのに対し、物件費・扶助費・補助費等が増加傾向にあります。令和2年度の大幅な増加の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対応関連で補助費等の特別定額給付金事業補助金や、物件費で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業によるものとなります。なお、コロナ過により歳出の減少した部分として、各種観光イベントや地域活性化イベントの中止による物件費及び補助費等が減少したことがあげられます

＜歳出決算額の推移（普通会計決算）＞

（単位：千円）



（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費	693,457	735,246	731,275	703,579	759,908
物件費	874,057	808,261	840,792	814,081	911,232
維持補修費	72,950	61,114	70,246	61,573	88,461
扶助費	949,317	1,006,310	1,000,848	1,051,540	1,118,411
補助費等	681,250	642,102	608,164	649,579	1,754,551
投資的経費	747,778	542,173	1,139,140	586,538	940,786
公債費	498,585	511,125	478,207	471,643	459,372
積立金・出資金等	450,752	223,302	12,751	247,998	161,517
繰出金	870,298	953,764	960,511	954,803	978,909
歳出合計	5,838,444	5,483,397	5,841,934	5,541,334	7,173,147

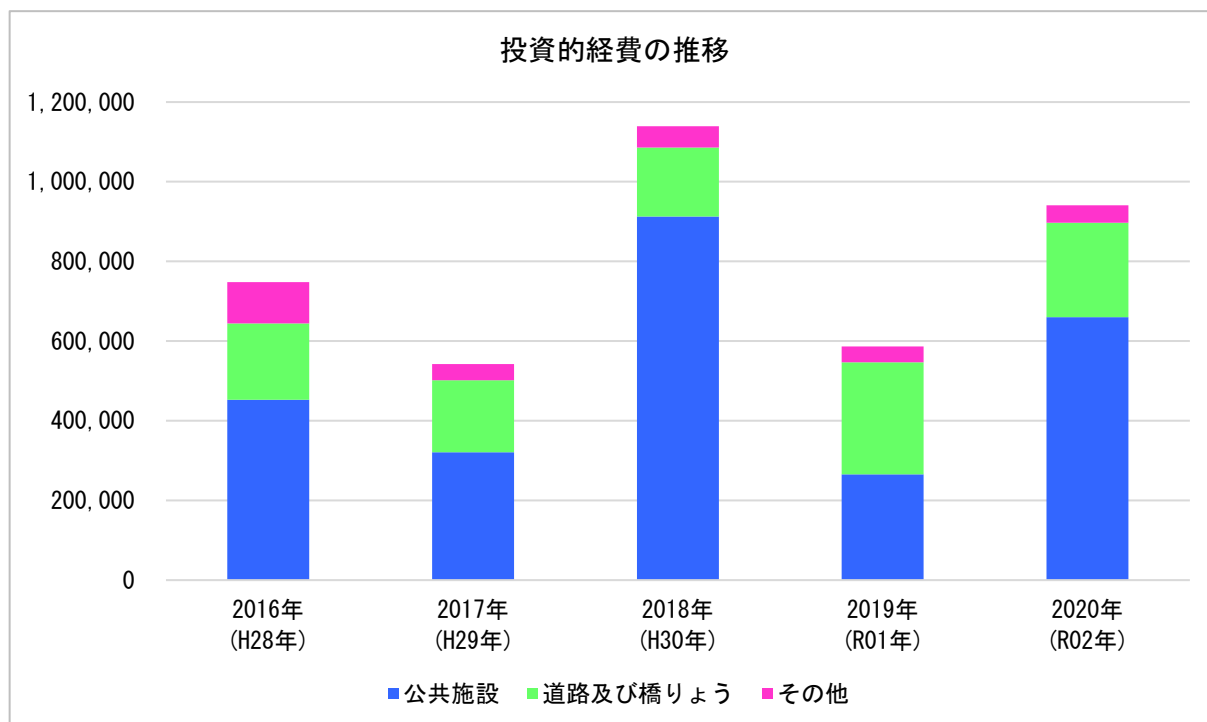
（六戸町一般会計決算統計資料をもとに作成）

(2) 投資的経費の推移

本計画策定（平成27年度）後から改訂までの5年間（平成28年度から令和2年度）では、各年度でばらつきが生じております。この要因としては、平成30年度から令和2年度にかけて行った総合体育館大規模改修事業など、改修施設の規模に比例して経費も各年度で大きく違っていることがあげられます。

<投資的経費の推移（普通会計決算）>

（単位：千円）



（単位：千円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公共施設	452,466	320,951	912,712	265,294	659,860
道路及び橋りょう	191,567	180,624	172,811	281,414	236,936
その他	103,745	40,598	53,617	39,803	43,990
投資的経費合計	747,778	542,173	1,139,140	586,511	940,786

（六戸町一般会計決算統計資料をもとに作成）

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産の償却資産のうち、耐用年数に対し、どの程度期間が経過しているかを表している数値となります。比率が高いほど、老朽化が進行していることとなります。なお、令和元年度の全国類似団体※の平均は63.6%となります。

※全国類似団体・・・人口及び産業構造により全国の市町村を35の類型にわけられており、同一規模の市町村ごとにグループされている。

<有形固定資産減価償却率>

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
61.4%	63.6%	64.2%	65.9%

(六戸町財務書類【概要版】をもとに作成)

(4) 現在の維持管理経費

現在の維持管理経費として、公共施設等個別施設計画での運営経費を施設分類毎に集計しました。なお、学校教育系施設は学校施設長寿命化計画の施設整備費等を合算した金額を記載しています。また、公営住宅は公営住宅等長寿命化計画に維持管理経費の集計がないため記載しておりません。

<維持管理経費>

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
町民文化系施設	190,573	93,331	90,440	102,098	79,154
社会教育系施設	27,397	28,402	33,803	81,758	33,061
スポーツ・レクリエーション系施設	125,091	149,056	142,348	493,082	263,301
学校教育系施設	228,692	284,600	134,125	329,844	49,973
子育て支援施設	41,073	48,444	49,004	52,040	55,346
保健・福祉施設	49,874	48,440	65,920	63,726	62,381
医療施設	518,867	395,002	440,406	407,213	409,223
行政系施設	252,662	259,643	261,707	284,197	219,769
公園	3,157	1,888	16,366	19,546	20,738
その他	19,727	20,052	20,739	20,331	12,259
下水道施設	41,023	42,239	57,983	70,945	40,225

第3章

公共施設等の現状と将来見通し

第3章 公共施設等の現状と将来見通し

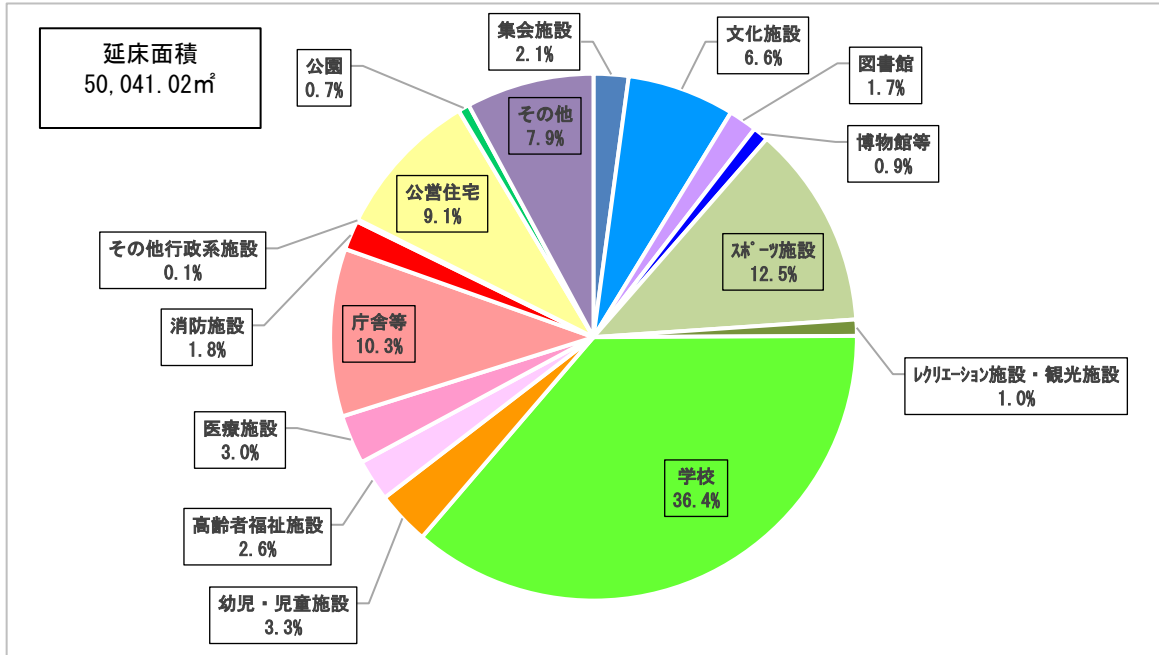
1 施設の現状

(1) 建物系公共施設

a. 施設の数量

延床面積の割合で見ると、学校が36.4%と最も多く、次いでスポーツ施設(12.5%)、庁舎等(10.3%)、公営住宅(9.1%)の順に多くなっています。

<建物面積の内訳(建物系公共施設)>



大分類	中分類	平成27年度			令和2年度		
		件数	延床面積(m²)	割合	件数	延床面積(m²)	割合
町民文化系施設	集会施設	2	1,071.22	2.1%	2	1,071.22	2.1%
	文化施設	2	3,303.80	6.3%	2	3,303.80	6.6%
社会教育系施設	図書館	1	867.38	1.7%	1	867.38	1.7%
	博物館等	4	2,549.26	4.9%	2	474.26	0.9%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	4	5,589.86	10.7%	5	6,257.69	12.5%
	レクリエーション施設・観光施設	1	499.12	1.0%	1	499.12	1.0%
学校教育系施設	学校	7	21,599.35	41.4%	5	18,190.72	36.4%
子育て支援施設	幼児・児童施設	3	1,566.29	3.0%	3	1,645.79	3.3%
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	2	1,283.73	2.5%	2	1,283.73	2.6%
医療施設	医療施設	1	1,524.00	2.9%	1	1,505.14	3.0%
行政系施設	庁舎等	1	5,113.42	9.8%	1	5,149.78	10.3%
	消防施設	10	904.98	1.7%	10	904.98	1.8%
	その他行政系施設	1	67.00	0.1%	1	67.00	0.1%
公営住宅	公営住宅	3	4,555.37	8.7%	3	4,544.86	9.1%
公園	公園	2	607.86	1.2%	3	344.23	0.7%
その他	その他	5	1,118.46	2.1%	8	3,931.32	7.9%
	合計	49	52,221.10		50	50,041.02	

(六戸町固定資産台帳より集計、件数は建物を含む施設のみの集計)

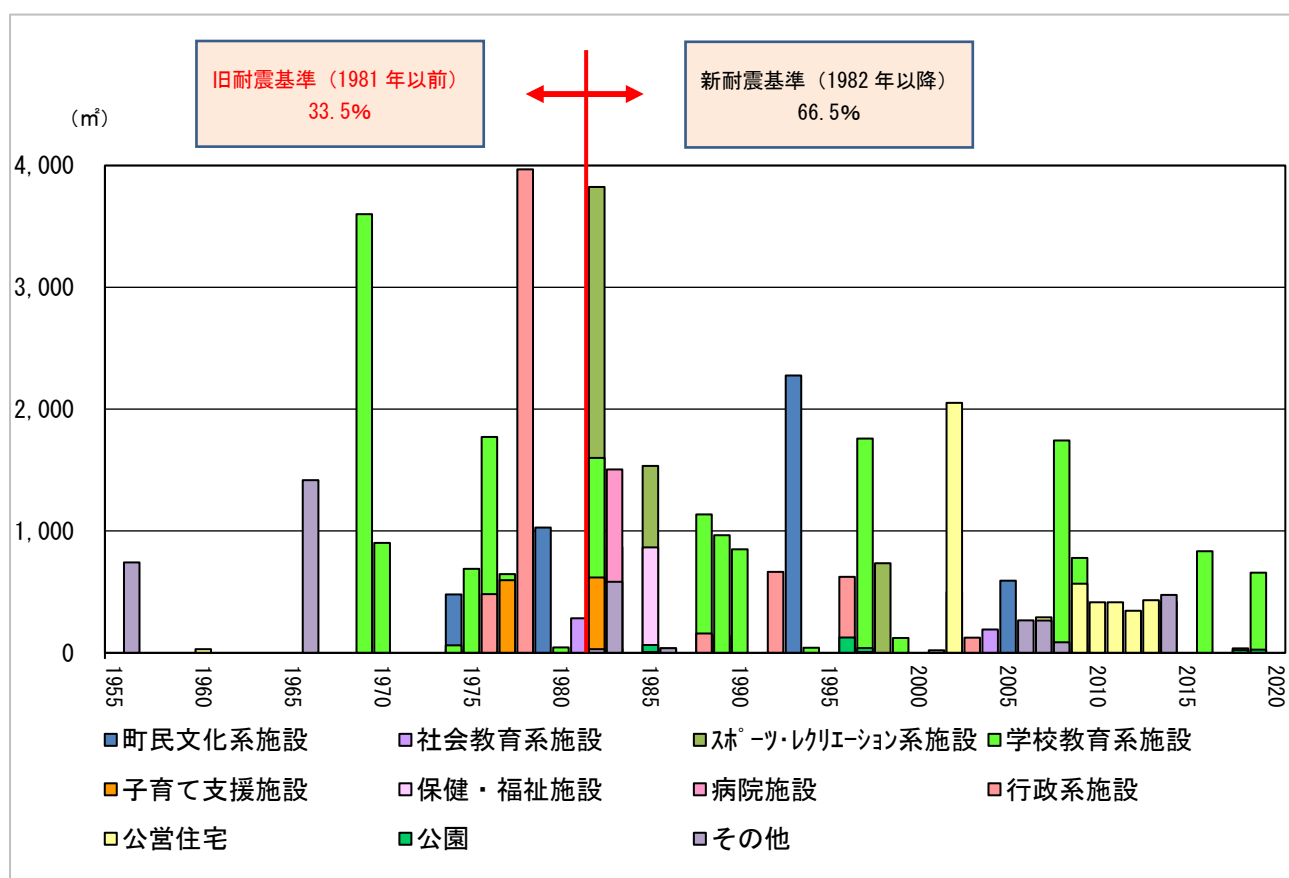
b. 築年数別整備状況

建物系公共施設を建築年度別の延床面積をみると、1982年（昭和57年度）をピークに減少の傾向にあります。

1981年（昭和56年度）の新耐震化基準以前に建築された施設は、延床面積ベースで全体の33.5%ですが、学校・役場など主要な公共施設はほぼ耐震化済です。大改修が必要とされる築30年以上の施設は、延床面積ベースで全体の63.2%を占めています。（建築年度不明の施設を除いています）

<年度別整備延床面積（建物系公共施設）>

（単位：㎡）



（総務省 公共施設等更新試算ソフト Ver. 2.10 より出力）

	延床面積（㎡）	割合
1990年（平成2年度）までに建築	31,604.91	63.2%
1991年（平成3年度）以降に建築	18,436.11	36.8%
合計	50,041.02	

（六戸町固定資産台帳をもとに作成）

(2) インフラ系公共施設

①道路

a. 施設の数量

<道路>

種別	平成27年度			令和2年度		
	路線数 (本)	実延長 (m)	道路部面積 (㎡)	路線数 (本)	実延長 (m)	道路部面積 (㎡)
1級町道	18	26,641	282,254	18	26,562.7	283,475.4
2級町道	35	59,019	401,170	34	56,655.1	395,195.3
その他の町道	371	220,521	873,746	375	224,870.6	906,773.0
合計	424	306,181	1,557,170	427	308,088.4	1,585,443.7

(六戸町道路台帳をもとに作成)

②橋りょう

a. 施設の数量

<橋りょう>

種別	平成27年度			令和2年度		
	本数 (本)	橋長 (m)	道路部面積 (㎡)	本数 (本)	橋長 (m)	道路部面積 (㎡)
RC橋	20	91.5	633.6	19	87.0	615.6
鋼橋(H型鋼)	3	406.4	1,625.6	3	406.4	1,625.6
合計	23	497.9	2,259.2	22	493.4	2,241.2

(六戸町固定資産台帳をもとに作成)

③下水道

a. 施設の数量

<建物施設>

大分類	中分類	平成27年度		令和2年度	
		件数	延床面積 (㎡)	件数	延床面積 (㎡)
下水道	下水道施設	4	1,852.29	4	1,852.29

(六戸町固定資産台帳より集計、件数は建物を含む施設のみの集計)

<管渠>

管径別	平成27年度	令和2年度
	延長 (m)	延長 (m)
~250mm	129,054.45	124,336.23
251mm~500mm	5,065.87	8,068.72
501mm~1,000mm	2,552.20	2,676.67
1,001mm~	204.45	1,614.15
合計	136,867.97	136,695.77

※公共下水道・農業集落排水の管渠延長を合算しています。

(六戸町全庁型GISの下水道・農業集落排水管渠データをもとに作成しています。)

④ため池

a. 施設の数量

<農業用ため池>

種別	平成27年度			令和2年度		
	数量	受益面積 (ha)	貯水量 (千㎡)	数量	受益面積 (ha)	貯水量 (千㎡)
防災重点ため池	1	24	82.8	2	44	89.5
それ以外のため池	15	69	81.9	14	45	75.2
合計	16	93	164.7	16	89	164.7

(六戸町ため池データベースより)

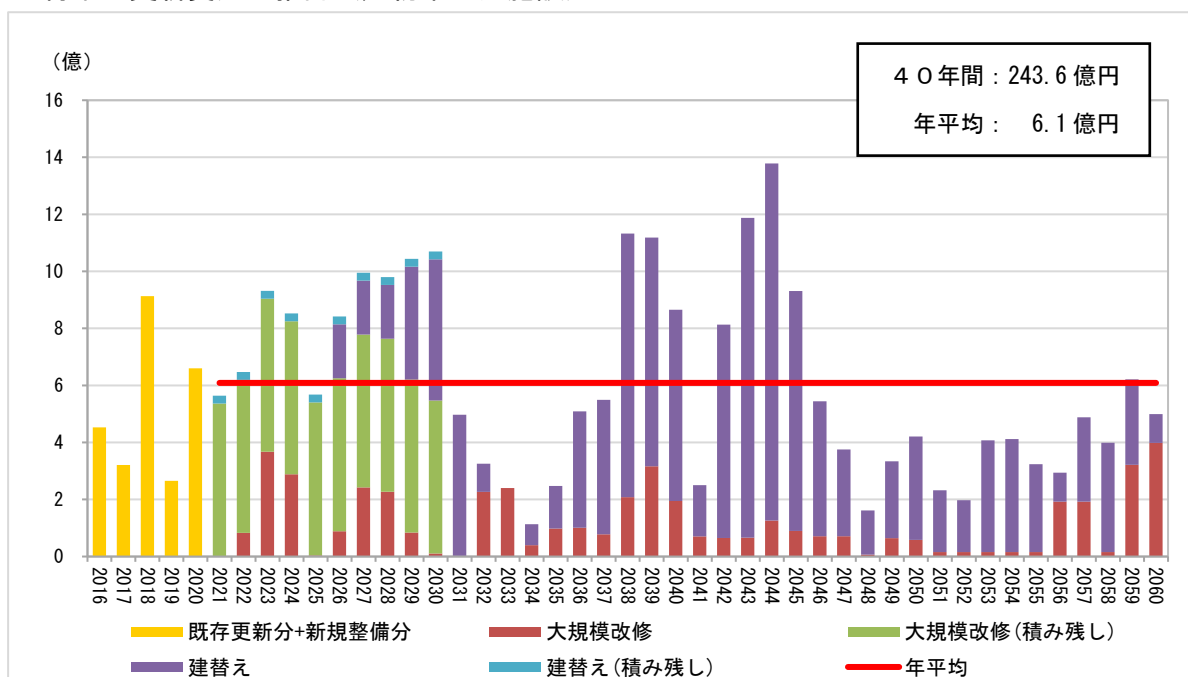
2 将来の更新費用の見通し

(1) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み（建物系公共施設）

建物系公共施設の将来の更新費用を試算した結果、本町が所有する建物系公共施設について、全て大規模改修を実施し現状規模のまま建て替えを行った場合、今後40年間で243.6億円（年平均約6.1億円）かかることが分かりました。また、直近5カ年の公共施設にかかる普通建設費（既存更新及び新規整備分）をみると、平均で約5.2億円となっており、約1.2倍の費用が更新費用として必要となる試算となっています。

a. 建物系公共施設の更新費用

<将来の更新費用の推計（建物系公共施設）>



（総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10 より算定）

b. 建物系公共施設の直近5カ年の普通建設費と更新費用試算（単位：千円）

年度	既存更新分+新規整備分	用地取得分	合計
平成28年度	452,466	0	452,466
平成29年度	320,951	19,449	340,400
平成30年度	912,712	0	912,712
令和元年度	265,294	0	265,294
令和2年度	659,860	0	659,860
5年間平均	522,257	19,449	526,146
年更新費用試算	608,930		
不足額(年間)	-86,673		

※一般会計の普通建設事業費より土木費の道路・橋りょう及び県営事業負担金分を除いています。

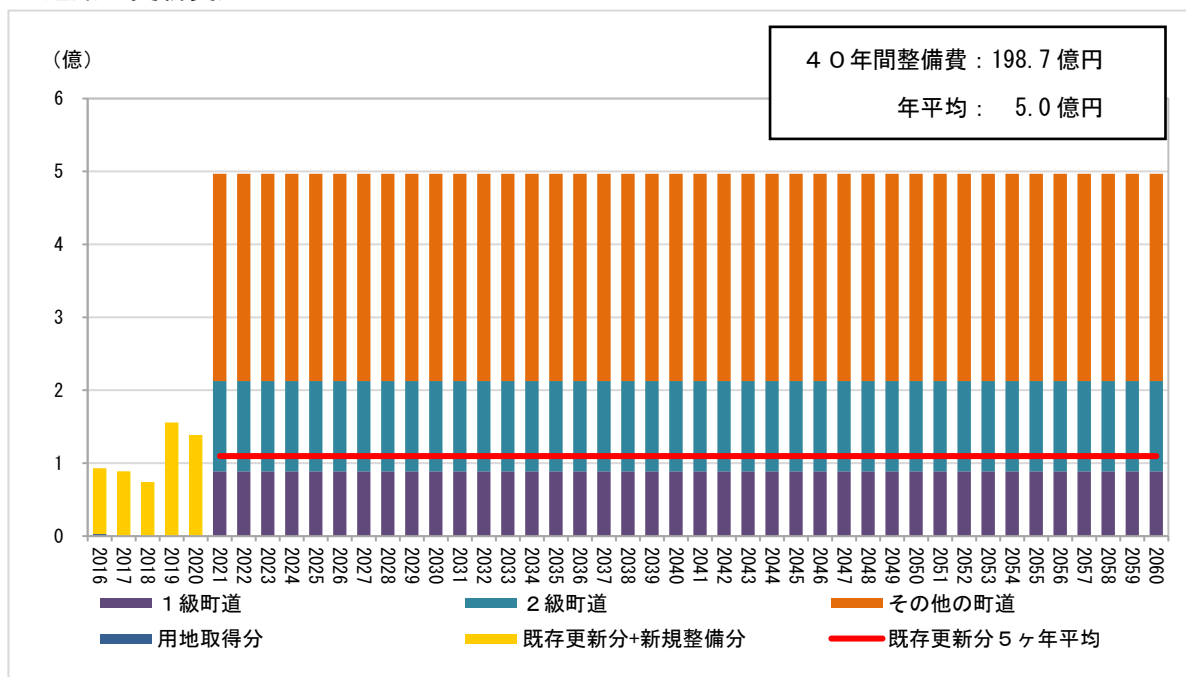
(2) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み（インフラ系公共施設）

①道路

道路の将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った結果、今後40年間で、198.7億円（年平均5.0億円）かかることが分かりました。

また、直近5カ年の道路にかかる普通建設費をみると年平均で1.0億円となっています。

a. 道路の更新費用



(総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10 より算定)

b. 道路の直近5カ年の直接建設費と更新費用試算 (単位：千円)

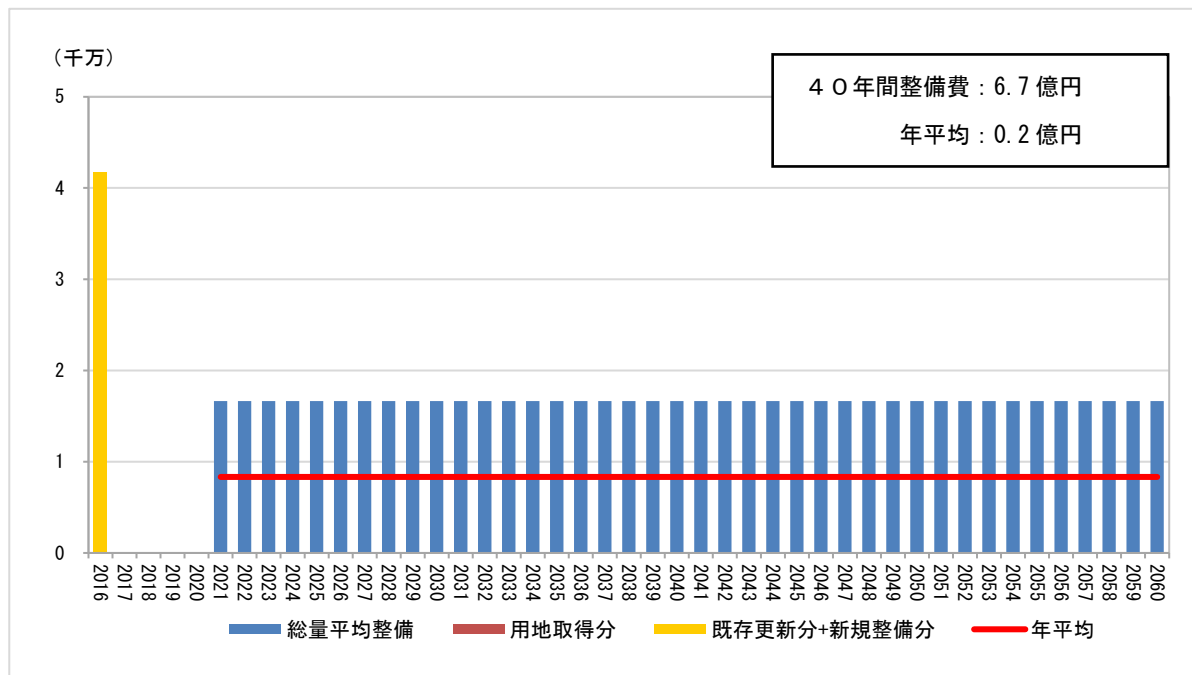
年度	既存更新分+新規整備分	用地取得分	合計
平成28年度	90,268	2,718	92,986
平成29年度	88,894	0	88,894
平成30年度	73,700	298	73,998
令和元年度	155,595	83	155,678
令和2年度	138,345	249	138,594
5年間平均	109,802	670	110,030
年更新費用試算	496,772		
不足額(年間)	-386,970		

②橋りょう

橋りょうの将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った結果、今後40年間で、6.7億円（年平均0.2億円）かかることが分かりました。

また、直近5カ年の橋りょうにかかる普通建設費をみると年平均で約830万円となっています。

a. 橋りょうの更新費用



(総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10 より算定)

b. 橋りょうの直近5カ年の普通建設費と更新費用試算 (単位：千円)

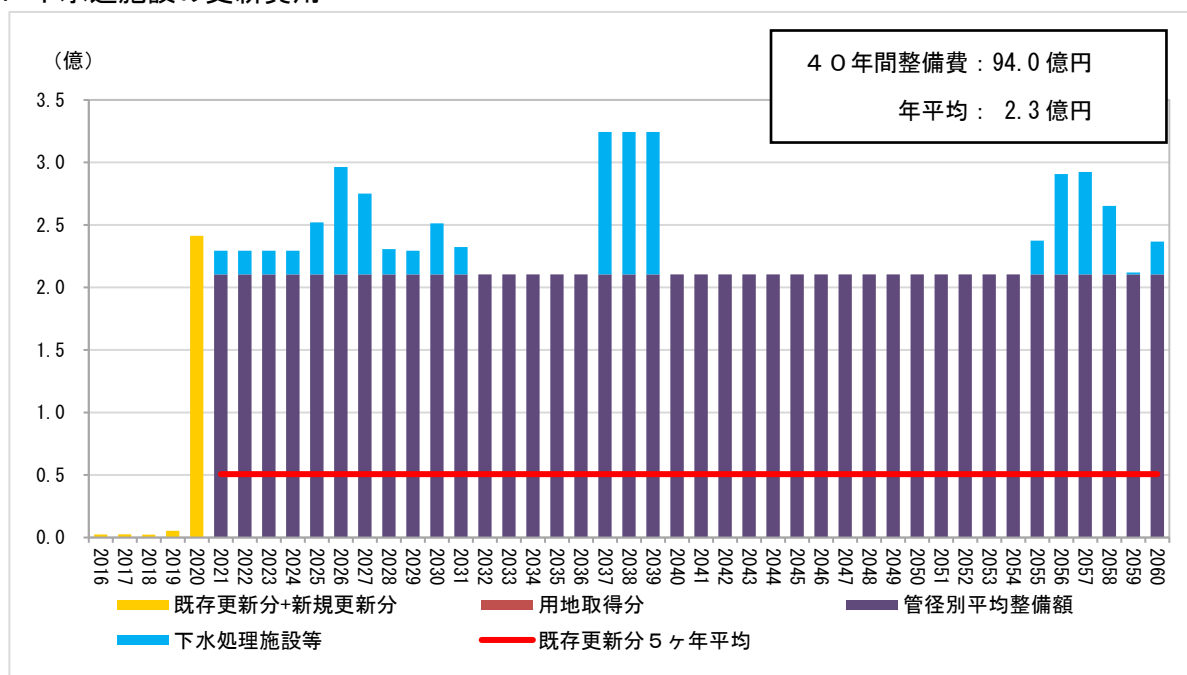
年度	既存更新分+新規整備分	用地取得分	合計
平成28年度	41,648	0	41,648
平成29年度	0	0	0
平成30年度	0	0	0
令和元年度	0	0	0
令和2年度	0	0	0
5年間平均	8,330	0	8,330
年更新費用試算	16,645		
不足額(年間)	-8,315		

③下水道

下水道の将来の更新費用を試算した結果、今後40年間で94.0億円（年平均2.3億円）がかかることが分かりました。

直近5カ年の下水道にかかる建設事業費は、既に下水道整備が進んだ段階であるため、年平均で約5,100万円となっております。整備済の下水道施設が更新時期を迎える際には、多額の費用を捻出する必要があります。

a. 下水道施設の更新費用



（総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10 より算定）

b. 下水道施設の直近5カ年の建設事業費（工事請負費）と更新費用試算（単位：千円）

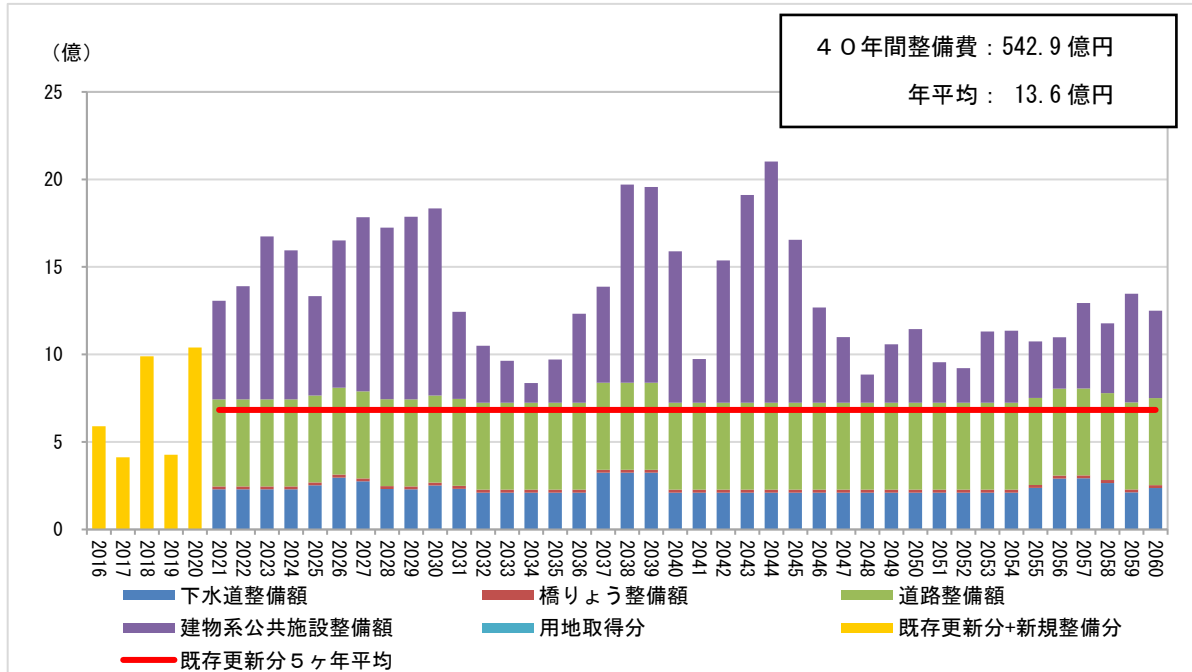
年度	既存更新分+新規整備分	用地取得分	合計
平成28年度	2,437	0	2,437
平成29年度	2,468	0	2,468
平成30年度	2,222	0	2,222
令和元年度	5,329	0	5,329
令和2年度	241,322	0	241,322
5年間平均	50,756	0	50,756
年更新費用試算	234,998		
不足額(年間)	-184,233		

※公共下水道と農業集落排水の建設事業費（工事請負費）を合算しています。

(3) 公共施設全体を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

全ての建物系公共施設及びインフラ系公共施設の更新費用を試算した結果、今後40年間で542.9億円(年平均13.6億円)かかることが分かりました。

a. 公共施設全体の更新費用



(総務省 公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10 より算定)

b. 更新費用と建設事業費の年間にかかる費用の比較 (千円)

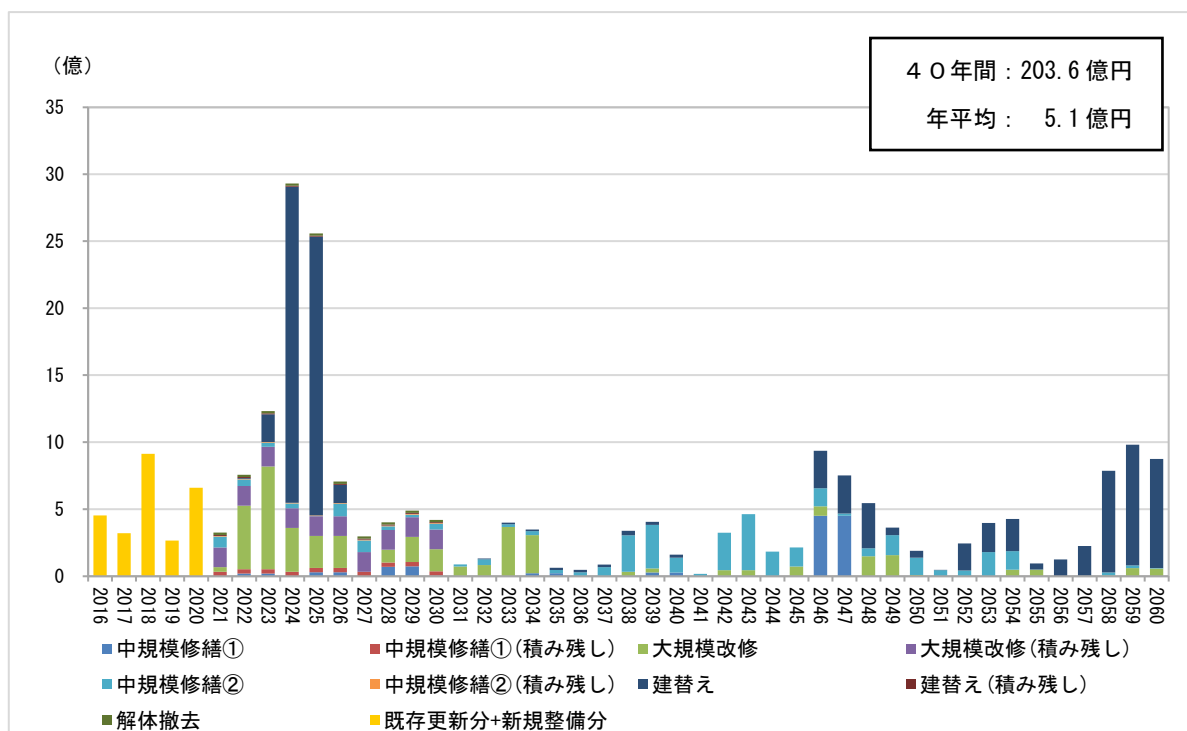
	更新費用(40年平均)
建物系公共施設	608,930
インフラ系公共施設	748,415
内_道路	496,772
内_橋りょう	16,645
内_下水道	234,998
全体	1,357,345

※ため池の更新費用は含みません。

(4) 長寿命化対策を反映した場合の見込み（建物系公共施設）

施設毎の今後の方針を反映し、長寿命化の対策内容を実施した場合、今後40年間で必要となる費用の総額は203.6億円（年平均5.1億円）の試算結果となりました。

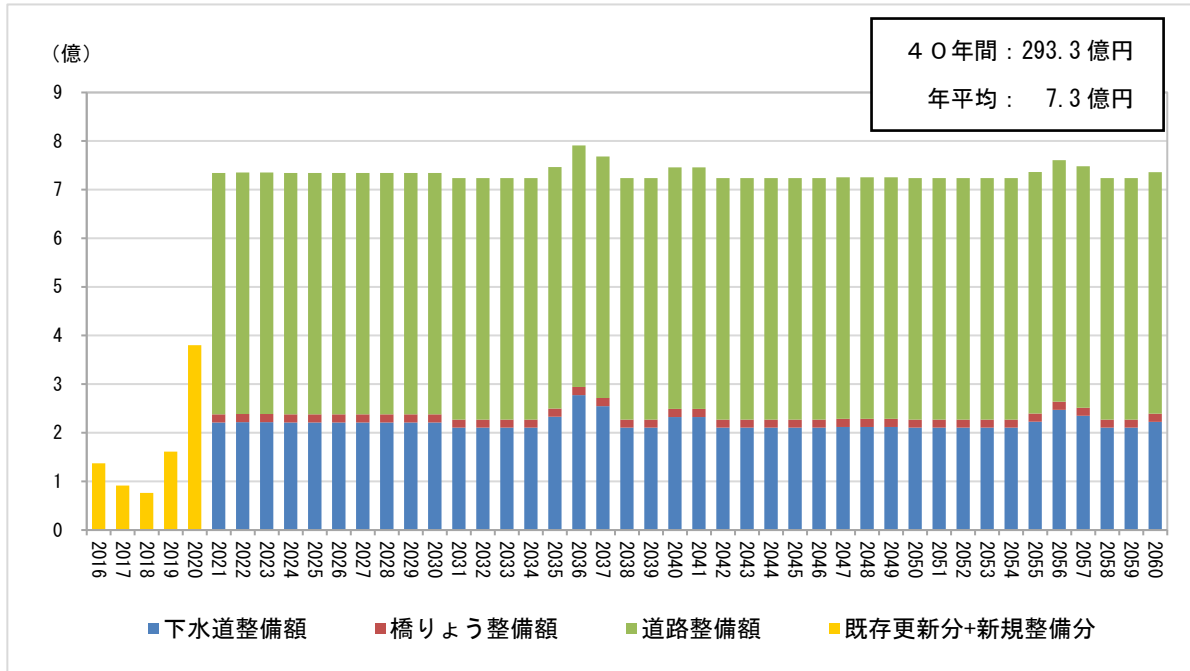
a. 建物系公共施設の更新費用



(5) 長寿命化対策を反映した場合の見込み（インフラ系公共施設）

インフラ系公共施設の長寿命化を反映した場合、今後40年間で必要となる費用の総額は293.3億円（年平均7.3億円）の試算結果となりました。

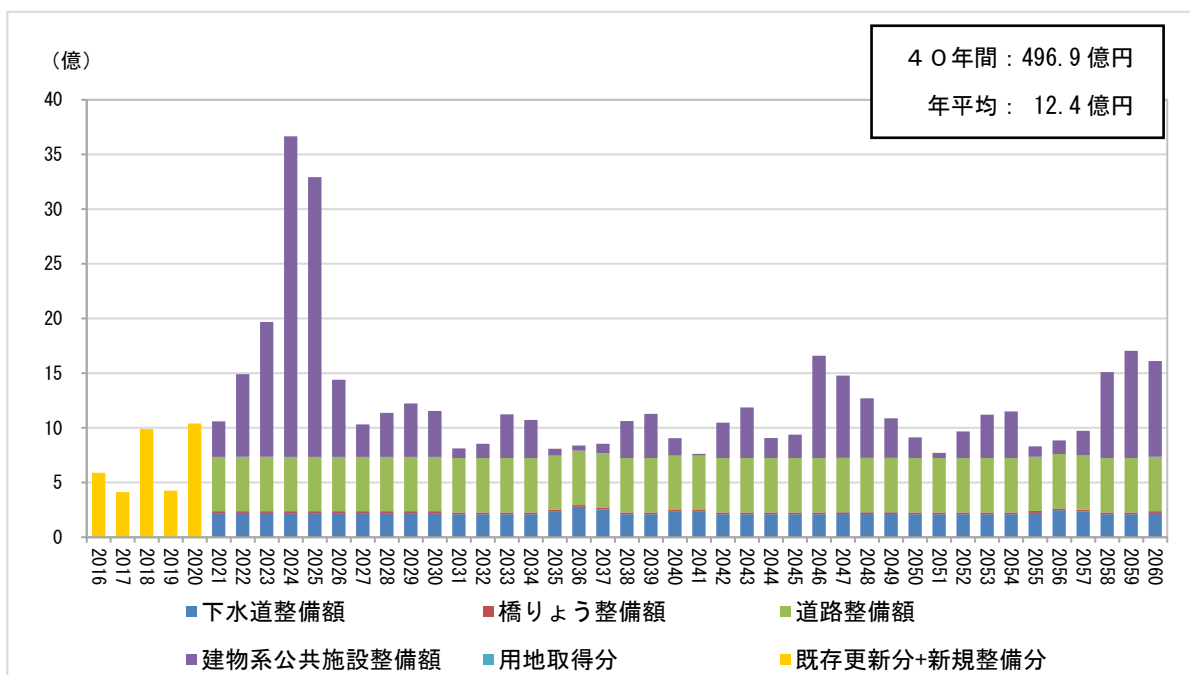
a. インフラ系公共施設の更新



(6) 公共施設全体を長寿命化対策した場合の見込み

公共施設全体で長寿命化対策を反映した場合、今後40年間で必要となる費用の総額は496.9億円（年平均12.4億円）の試算結果となりました。

a. 公共施設全体の更新費用



(7) 対策の効果額

施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の試算と長寿命化対策を反映した場合の試算を比較した結果、公共施設全体では40年間で約46.0億円(約9.2%)の費用縮減が図れる見込みとなっております。

なお、義務教育学校(小中一貫校)の新設により一時的に費用が増額となる期間はありますが、長期的(40年間)では費用縮減が見込まれる試算結果となりました。

<建物系公共施設コスト比較> (単位：千円)

試算ケース		40年間 総額	
		令和3年度～ 令和42年度	年平均
①	耐用年数経過時に単純更新した場合	24,357,189	608,930
②	長寿命化の対策を実施した場合	20,364,647	509,116
コスト比較(②-①)		▲ 3,992,542	▲ 99,814
縮減率		▲ 16.3%	▲ 16.3%

<インフラ系公共施設コスト比較> (単位：千円)

試算ケース		40年間 総額	
		令和3年度～ 令和42年度	年平均
①	耐用年数経過時に単純更新した場合	29,936,561	748,414
②	長寿命化の対策を実施した場合	29,328,298	733,207
コスト比較(②-①)		▲ 748,414	▲ 15,207
縮減率		▲ 2.0%	▲ 2.0%

<公共施設全体コスト比較> (単位：千円)

試算ケース		40年間 総額	
		令和3年度～ 令和42年度	年平均
①	耐用年数経過時に単純更新した場合	54,293,751	1,357,344
②	長寿命化の対策を実施した場合	49,692,946	1,242,324
コスト比較(②-①)		▲ 4,600,805	▲ 115,020
縮減率		▲ 9.2%	▲ 9.2%

第4章

公共施設等総合管理計画の基本方針

第4章 公共施設等総合管理計画の基本方針

1 公共施設における現状と課題

(1) 施設の老朽化

建物系公共施設の約5割以上が築30年以上を経過しています（延床面積ベース）。公共施設の安全性や品質を保つために大規模な改修や耐震化を実施していますが、今後、特に令和20年度・令和26年度ごろに改修や更新時期が集中することが試算上予想されます。

(2) 財政負担

普通建設事業費は近年増加傾向にあります。今後は高齢化に伴う扶助費等の増加が予想されていますので、公共施設の改修・更新等にかかる財源をねん出するとともに、施設の維持管理経費を縮減して老朽化に伴う投資的経費の増加を抑えることが求められます。

(3) 住民ニーズの変化

本町の人口は微増していますが、生産年齢人口の割合は減少してきており、老年人口の割合が増えていくことが予想されています。人口構成の変化や住民ニーズの変化に応じた公共施設の在り方を検討していく必要があります。

2 基本方針

公共施設における現状と課題および公共施設の改修・更新にかかる将来コストの試算結果を踏まえ、公共施設の管理は次の内容を基本方針とします。

(1) 建物系公共施設

① 住民ニーズへの適切な対応

公共施設は本来、住民の方々に公共サービスを提供するための施設であり、住民ニーズに適合した利用がされることで効果を発揮します。そのため、経済状況や時間の経過によって変化する住民ニーズを的確にとらえて、公共施設が最大限に有効利用されることを目指します。

公共施設への住民ニーズが変化する場合、既存の建物に内装の改修を施して用途を転用したり、複数の機能を盛り込み複合化を図るなど、コストを掛けずに住民ニーズの変化に適切に対応していくことを検討します。しかし補助金や起債（国などからの借金）により建設された施設もあることから、財産処分等の制限等に留意して取り組みます。

② 人口減少を見据えた整備更新

本町の人口は、今後減少が見込まれています。そのため、新規施設の整備は最小限に抑制しつつ、長寿命化および修繕を適切に、計画的に行うことで可能な限り長期間使用できるように整備更新を行います。

また、稼働率の低い施設は統合・整理を検討し、不要と判断された施設については解体等により延床面積の縮減を図り、維持管理費の削減を行います。

③ 建て替えは複合施設を検討

公共施設の統合・整理、遊休施設の活用、施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設の総量（延床面積）を減らし維持管理や改修等にかかるコストを縮減できるように検討します。また、複合施設においては、管理・運営を一元化・効率化する等、管理にかかるコストの縮減がさらに図れるように検討します。

④ 民間活力の活用によるコスト縮減を検討

PPP（官民連携による事業形態）やPFI（民間資金を取り入れた公共事業）など、民間活力を活用し、公共施設の機能を維持・向上させつつ、改修・更新コストや管理・運営コストの縮減が図れるように検討します。

⑤ 予防的修繕の実施

公共施設が重大な損傷を受ける前に予防的な修繕を実施することで、公共施設を維持しながら長寿命化を図り、ライフサイクルコスト（施設の建設から維持管理、解体までにかかる費用）を縮減できるようにします。

⑥長寿命化・平準化による更新負担の縮減

建物系公共施設等の更新費用試算結果では、今後40年の平均更新費用は約6.1億円であり、直近5年間の普通建設事業費は約5.2億円であることから、約0.9億円不足することが見込まれます。これは、延床面積で約1/3の施設が余剰であるとの推計になります。

しかし、本町の公共施設には余剰があるわけではありません。試算結果の余剰分となる数量の公共施設を削減することで、公共サービスの低下を招きかねません。

したがって、現状の公共施設の長寿命化を図ることによりトータルコストを縮減するとともに、特定の時期に改修・更新が集中しないように平準化することで、公共施設の更新負担を縮減していきます。

(2) インフラ系公共施設

①現状の投資額（一般財源）を維持

本町の人口は、今後減少が見込まれていますが、インフラ資産は十分な水準に達していないため、総量削減は難しい状況です。そのため、現状の投資額（一般財源）を維持し、現状の投資額の範囲内で費用対効果や経済効果を考慮し、新設及び改修・更新を実施していきます。また、長寿命化および修繕を適切に、計画的に行うことで可能な限り長期間使用できるように整備更新を行います。

②予防的修繕の実施

インフラ資産が重大な損傷を受ける前に予防的な修繕を実施することで、インフラ資産を維持しながら長寿命化を図り、ライフサイクルコスト（インフラ資産の建設から維持管理、廃止までにかかる費用）の縮減ができるようにします。

3 維持管理方針

公共施設の主要な建物すべてに対して、計画的な点検や診断を行うとともに、施設毎に評価を実施して施設の現状を把握し、維持管理していく上での課題を明確にしていきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

a. 点検・保守

公共施設は、建物を維持管理するため、日常点検・定期点検・臨時点検を行います。

日常点検では、下表「建築・設備の日常点検項目」等を参考に実施します。日常点検のほか、毎年の定期点検を職員自ら実施し、臨時点検などは専門業者に依頼する場合があります。また委託契約により実施している保守・点検・整備については、委託先から確実に報告を受け実態を把握します。

また、保守・点検・整備の履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かします。

建築・設備の日常点検項目の例

建築			設備		
構造別	小項目	点検方法など	設備別	小項目	点検方法など
構造体の安全について	各種荷重に対するチェック		電気設備について	①電気主任技術者の選任	①建物の電気設備の契約電力が50kW以上の場合には電気主任技術者の選任が必要
				②電気設備の法定	②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている
屋根・屋上について	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフドレン・とい ④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	①防水保護塗膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ	給排水衛生設備について	①消火設備	①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている
				②給排水衛生	②運転維持管理について有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある
外装仕上げについて	①吹付け塗装 ②タイル張り ③石・擬石・テラゾ ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス	①定期的な吹付けなおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検	冷暖房換気設備の維持管理	冷暖房換気設備の維持管理	①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、法的定期検査を受ける
					②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運転資格者の選任
					③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている
					④冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動などによる摩耗、劣化などがおきるので定期点検設備が必要
建具について	①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター・防火扉 ④建具金具	①定期的点検パッキン材取替 ②定期的な点検設備 ③定期的清掃点検 ④締めつけ調整	昇降機設備について	エレベーター・エスカレーターなど	①「建築基準法第12条」により定期検査報告が義務付けられている
					②昇降機設備は複雑な制御機構を持った精度の高い機器設備なので維持管理は専門技術者におこなわせる
内部仕上げについて	①石・擬石・テラゾ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・ブロック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生	①～⑧省略	ガス設備について		ガス漏れ検知装置、その他安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける
厨房・浴室・便所など水を使用する場所について	①厨房 ②浴室 ③便所	①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃	汚水浄化槽設備について	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく
					②駆動装置およびポンプ設備は、常時作動させておく
外構・その他について	①境界標石 ②排水溝	①隣接地工事の際注意 ②点検清掃			

(建築リニューアル支援協会 (ARCA) 「建築・設備の日常点検項目」より引用)

b. 施設の診断

現状把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性、および適法性が最低限必要な診断項目となります。さらに、施設の長寿命化を図るには、快適性、環境負荷性、社会性など様々な性能が要求されます。本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、下表「公共施設診断の対象となる評価項目」を参考にして、本町に必要な項目を選択して診断を実施し、評価方式を構築します。

耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など、既往の診断があるものについては、そのデータを利用します。診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

公共施設の主要な施設について、施設毎に評価を行い施設の課題と優先度を判断する材料とします。

公共施設診断の対象となる評価項目

記号	評価項目	評価内容
a	安全性	敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、自己安全性、防犯性、空気質・水質安全性
b	耐久性	建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
c	不具合性	施設各部位（構造・仕上・付帯設備・建築設備）の不具合性
d	快適性	施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
e	環境負荷性	施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
f	社会性	地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン
g	耐用性	経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
h	保全性	維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i	適法性	建築法規、消防法、条例
j	情報管理の妥当性	情報収集、情報管理、情報利活用
k	体制・組織の妥当性	統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l	顧客満足度	顧客満足度、職員満足度
m	施設充足率	地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n	供給水準の適正性	供給数量適正性（敷地面積、建物面積）
o	施設利用度	施設利用率、空室率
p	点検・保守・改修コストの適正性	点検・保守費、清掃費、警備費、改修費、大規模改修費、更新費
q	運用コストの適正性・平準化	運用費、水道光熱費
r	ファイルサイクルコストの適正性	ライフサイクルコスト

（FM評価手法・JFMES13マニュアル（試行版）より引用）

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

a. 維持管理・修繕

建物を使用するには、設備機器の日常点検・消耗品の交換・調整や清掃などの維持管理が欠かせません。また修繕は、所管課や施設管理者等が役割を決めて速やかな対応ができる体制を構築する必要があります。維持管理・修繕は、自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物にかかるトータルコストを縮減することを目指します。

b. 更新・改修の実施方針

建物を更新しないで長期にわたって有効に活用するためには、建築の基本性能を利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、建物の内装や設備等を適切なタイミングで簡易に診断し、不具合が発生してから対応する事後保全ではなく、実行計画を策定して計画的に保全していくことが不可欠となります。

更新を選択する前に長期使用の可能性を検討し、更新する場合には理由を明確にするとともに統合や複合化について検討を行います。

維持管理・修繕・更新等の履歴は集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映して、より的確な公共施設等の管理に活かしていきます。

また、施設を建設した当時は適法に建設されていても、法改正により既存不適格建築物となる施設が発生する恐れがあるため、適法性の管理も必要となります。

適法性に関する主な管理項目は、下表のとおりとします。

適法性の主な管理項目

関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
	消防に関する法令	消防法
	条例に関する法令	条例
	環境に関する法令	廃棄物処理法 グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
	不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
定期検査 の履行	建物定期検査	消防用設備点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の調査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
	建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

(3) 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保するとともに、資産や情報の保全を行うために必要となります。また、万が一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧する体制を平時から整えるための備えは、施設管理者にとって最も重要なことです。

下表は、施設の安全性および耐久性の観点から、それに係る安全対策の項目を抽出したものです。高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性・建物安全性・火災安全性・生活環境安全性・構造および外部仕上りが挙げられますが、本町では、この中から高度な危険性が認められる項目を選択して施設の安全確保に取り組みます。

点検・診断等により危険性が認められた施設については、安全確保のための改修等を実施します。また、老朽化により高度な危険性が認められた公共施設は供用廃止し、今後も利用する見込みのない公共施設等については、取り壊しを行います。

施設の安全確保に係る項目（安全性）

評価項目			内容		
大項目	中項目	小項目			
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層・有・無	
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無	
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無	
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無	
			緊急自動車接近	・道路幅	
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無	
			危険物の種類	・消防法危険物（1類・2類・3類）・有・無	
		保安距離	・危険物から50m以内、200m以内		
		建物安全性	構造安定性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
				常時床荷重	・許容積載荷重・超過
	耐震安全性		建築年	・1981年6月以前	
			耐震診断	・ I_s 値>0.6/0.6> I_s 値>0.3/0.3> I_s 値	
			耐震補強	・要・不要	
			耐震等級	・等級	
	免震、制震		・有・無		
	耐風安全性		耐風等級	・等級	
	対水安全性		浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度	
	対落雷安全		避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度	
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能	
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保	
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用侵入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保	
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除	
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・イソペンゼン・スチレン放散速	
		水質安全性	水質検査	・有・無	
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度	
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度	
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度	
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度	
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況（年代・部位）	
			PCB排除	・トランス・蛍光灯・シーリングからPCB排除状況（年代・部位）	
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況	
	CCA対策		・木造土台のCCA・有無		
	公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度		
風害防止性		・風害防止要件の満足度			
電波障害性防止性		・電波障害性防止要件の満足度			
騒音・振動・悪臭防止性		・音・振動・悪臭防止要件の満足度			
障害防止性		・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度			
外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度				

(FM評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版）より引用)

施設の安全確保に係る項目（耐用性）

評価項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数（償却）	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60年）と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（20年）と改修年の差
	付属設備耐久性		・設備耐用年数（20年）と改修年の差	
	不具合 現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上 不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、下落、パテ・シーリングの状況
		内部仕上 不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色・有・無
		付属設備 不具合	床	・割れ、剥がれ、変色・有・無
			煙突、屋根階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
建築設備 不具合		広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況	
	電気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況		
	給排水衛生設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況		
	空調換気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況		
	搬送設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況		
		その他設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況	

（FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版）より引用）

（4）耐震化の実施方針

公共施設は、災害時の拠点施設として使用されることが多いため、「六戸町耐震改修促進計画（平成20年3月策定、平成27年4月改訂）」に基づき耐震改修が進められています。

（5）ユニバーサルデザイン化の推進

施設等の改修、更新等を行う際には、高齢者、障がい者をはじめ誰もが安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できるようにユニバーサルデザイン化を図ります。

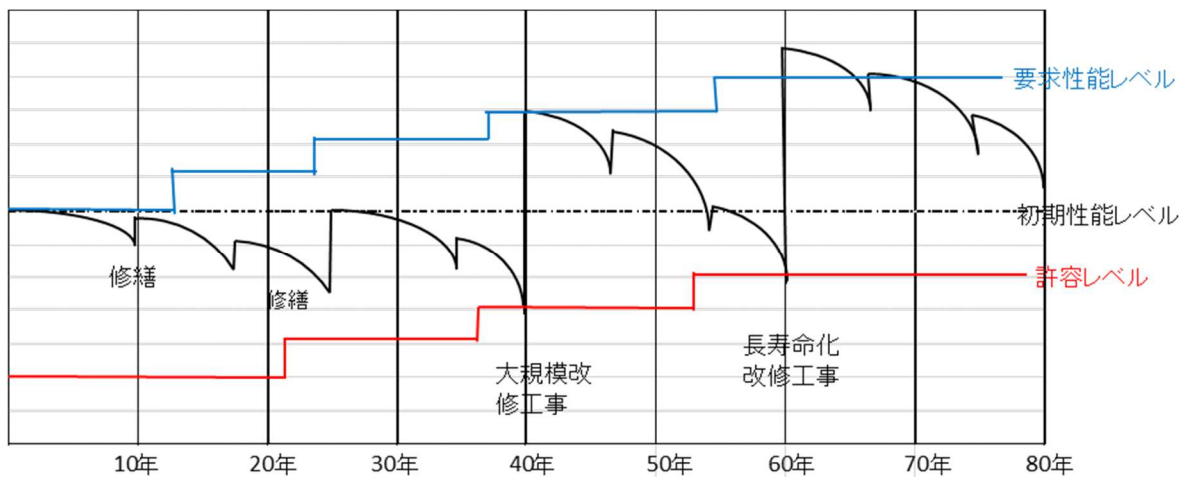
（6）長寿命化の実施方針

診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。建物系公共施設は建設から約40年間は、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能の許容レベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

また、施設の寿命を延ばすには、長寿命改修工事が必要となります。本町の公共施設では、建替周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い、更に使用可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用し、コストを削減することも検討します。

インフラ系公共施設の長寿命化は、道路については「舗装の個別施設計画（令和3年3月策定）」を、橋りょうについては「六戸町橋梁長寿命化修繕計画（平成24年4月策定）」に基づき実施しています。

長寿命化における経過年数と機能・性能



(7) 統合や廃止の推進方針

①公共施設等コンパクト化に向けた基礎資料の整備

危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設について、安全性・機能性・耐久性・効率性・充足率・利用率・費用対効果の7つの評価項目をもとに診断し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4つの段階に評価することを検討します。

下表に、診断結果による取組の方向性の例を示します。

診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的かつ効率的な運用を検討 ・それに伴う改善策を検討
改善使用	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建替更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・空いた施設の利活用〔多用途への変更、民間への貸与等〕の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
施設廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・施設廃止後は、建物解体 ・施設廃止に伴う跡地は原則売却 	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討 ・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討

②住民サービスの水準を確保しつつ、公共施設等の統合や廃止に向けた施策

公共施設等の統合および廃止には、住民サービスの水準低下が伴います。それを最小限にするために、下表のような種々の公共施設コンパクト化の施策について住民合意の可能性を検討する必要があります。

公共施設コンパクト化の施策

段階	住民サービス水準の変化	行政サービス・施設サービスの考え方	公共施設コンパクト化の施策
I	・住民の痛みを求めない初動的取組	・住民サービスの現状の水準を維持	・公共施設等の運営の効率化 ・公共施設等の賃貸
II	・一定の住民負担を前提とした住民サービスの質の低下を招かない取組 ※合併市町村では大きな政策課題	・行政サービス、施設サービスの質の改善を目指した取組 ・第1段階のコンパクト化	・公共施設等の合築 ・公共施設等の統合
III	・財政収支見通しに基いた住民の痛みを伴う取組	・行政サービス、施設サービスの見直しにより住民サービスが低下することも想定 ・第2段階のコンパクト化 ※住民の理解と合意形成が必要	・公共施設等の使用制限・使用料金徴収（受益者負担） ・公共施設等の減築 ・公共施設等の廃止
IV	・公共団体が果たすべき公共施設管理の役割を明確化する取組	・民間主体による公共施設管理 ・第3段階のコンパクト化	・公共施設等維持管理の民営化

(8) 統合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

①公共施設等マネジメント組織体制の構築

公共施設等マネジメントの推進には、各部局に対し横串機能を持ち、横断的な組織を構築し、公共施設等に対して一元管理を行い、部局全体の調整機能を発揮しつつ、進行管理を行うとともに方針の改定や目標の見直しを行うことが望ましいとされています。

しかし、公共施設等マネジメントの実務業務では、技術的な検証を必要とされる業務が多くあり、それらを全面的にサービス提供者に委ねるのではなく、専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、サービス提供者とのパートナーシップを実施できる体制を整えることが必要です。

また、限られた人員の中で、公共施設等マネジメントの業務に専念する職員を確保することが現状では困難であり、今後将来にわたり公共施設等の持続的な管理を行うため、より良い体制を構築することが課題であることから、次表に、公共施設等マネジメント担当組織の条件、委託者とサービス提供者の関係の例を示し、これを実施することにより統合的かつ計画的な管理を実現するための体制を図ります。

公共施設等マネジメント担当組織の条件

①	全ての公共施設等を統括する一元的な組織体制であること
②	主要業務を一元的に遂行できる組織機能であること
③	公共団体の首長を密接に支援できる組織の位置づけであること
④	公共施設等マネジメントの組織・体制・人材に関して、権限・責任の明確化がなされていること
⑤	公共施設等マネジメントの業務の実施において、PDCAのシステムが確立していること
⑥	公共施設等マネジメントの組織・体制・人材において、CSR・コンプライアンスが組み込まれていること

(FM 評価手法・JFMES13 マニュアル (試行版) より引用)

委託者とサービス提供者の関係

①	委託者とサービス提供者が信頼関係に基づいた対等なパートナーとして、互いに相手の立場に立ち、ともに成長できる中長期的な契約を構築できること
②	サービス提供者は、委託者から受託する業務について取り決めた一定の性能と品質を確保し、維持向上させる専門性を発揮し、性能評価できるシステムを提供できること
③	委託者側のマネジメント担当者とサービス提供者側の統括管理者は、1対1で窓口を一本化し、一元的な推進体制のもとで業務を合理的に行うことができること

②住民等の利用者の理解と協働の推進体制構築の検討

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働を促進する環境整備が不可欠です。

また、公共施設における行政サービスの有効性を始め、維持管理の成果や利活用状況など様々な情報を、住民の方へ提供することによって、住民に開かれた公共施設を目指します。

③担い手確保に向けたアウトソーシング体制構築の検討

多数の施設の健全性を正しく評価し、迅速且つ的確に必要な措置を講ずるためには、適切な技術力を持つ者に委託することも効率的な方策であり、一定の能力を有する民間企業の担い手にアウトソーシング（外部委託）することが有効であると考えられ、検討していく必要があります。

④指定管理者制度、PPP および PFI の活用体制の構築

アウトソーシング体制の一環ともいえる指定管理者制度、PPP および PFI の活用についても検討します。町と民間とでパートナーシップを組んで効率的で質の高い公共サービスを提供したり、民間資金やノウハウを活用してサービスの質を充実させることが可能となります。新たな公共施設等の建設だけでなく、縮減対象の公共施設等の用途変更にも採用することも可能で、指定管理者制度、PPP および PFI の活用でコスト削減やサービス向上につながる事が期待されます。

⑤財政との連携体制の構築

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営の計画も、財政措置があってはじめて実行に移すことが可能です。効果的かつ効率的な公共施設等マネジメントを実施していくには、予算編成部署との連携が必要不可欠です。

そのため、公共施設等マネジメントの導入により必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながら、その確保に努めることとします。

また、公共施設等マネジメントによる事業の優先度の判断に応じた予算配分の仕組みについては今後検討していきます。

⑥職員研修の実施

全庁的な公共施設等マネジメントを推進していくためには、職員一人一人が公共施設等マネジメントの導入意義を理解し、意識を持って取り組み、住民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。

そのためには、講演会やウェブによる研修等を通じて職員の啓発に努め、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていくことが必要です。

また、特定部門においては、建築診断等の建築技術について自己啓発や専門の研修機関を通じてスキルを高めることが望ましいとされ、建築関係の資格取得もインセンティブのひとつとなります。

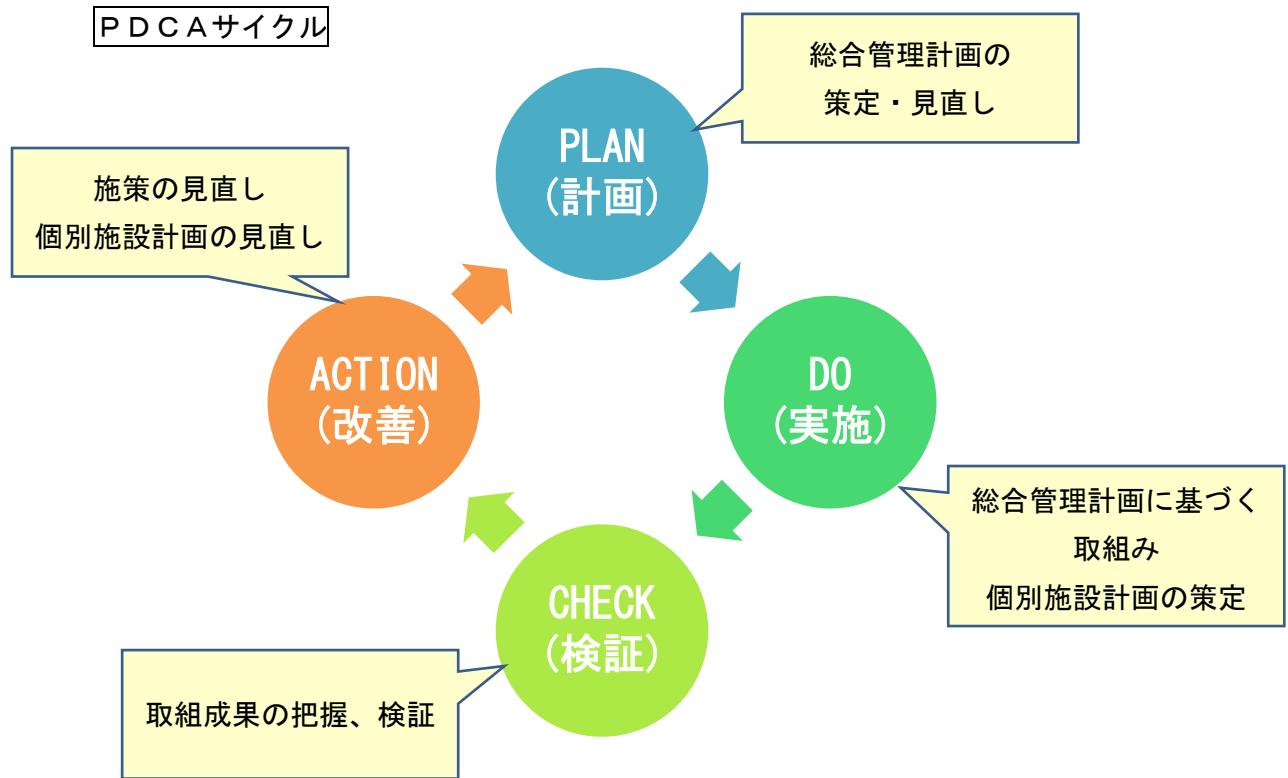
⑦近隣市町村との連携

近隣市町村とは、必要に応じて公共施設の共同利用や連携等に関する協議を行い、広域的な視野をもって検討を行います。

4 フォローアップの実施方針

本計画書の内容は、今後の財政状況や環境の変化に応じて、適宜見直しを行います。

また、公共施設等の適正配置の検討にあたっては、住民に対し随時情報提供を行い、町全体で意識の共有化を図ります。



第5章

施設類型ごとの公共施設等の方針

第5章 施設類型ごとの公共施設等の方針

1 建物系公共施設

(1) 町民文化系施設

本町では、幅広い年齢層を対象に優れた文化芸術にふれる機会の提供に努めています。また、コミュニティの活性化を促す条件整備を進めています。

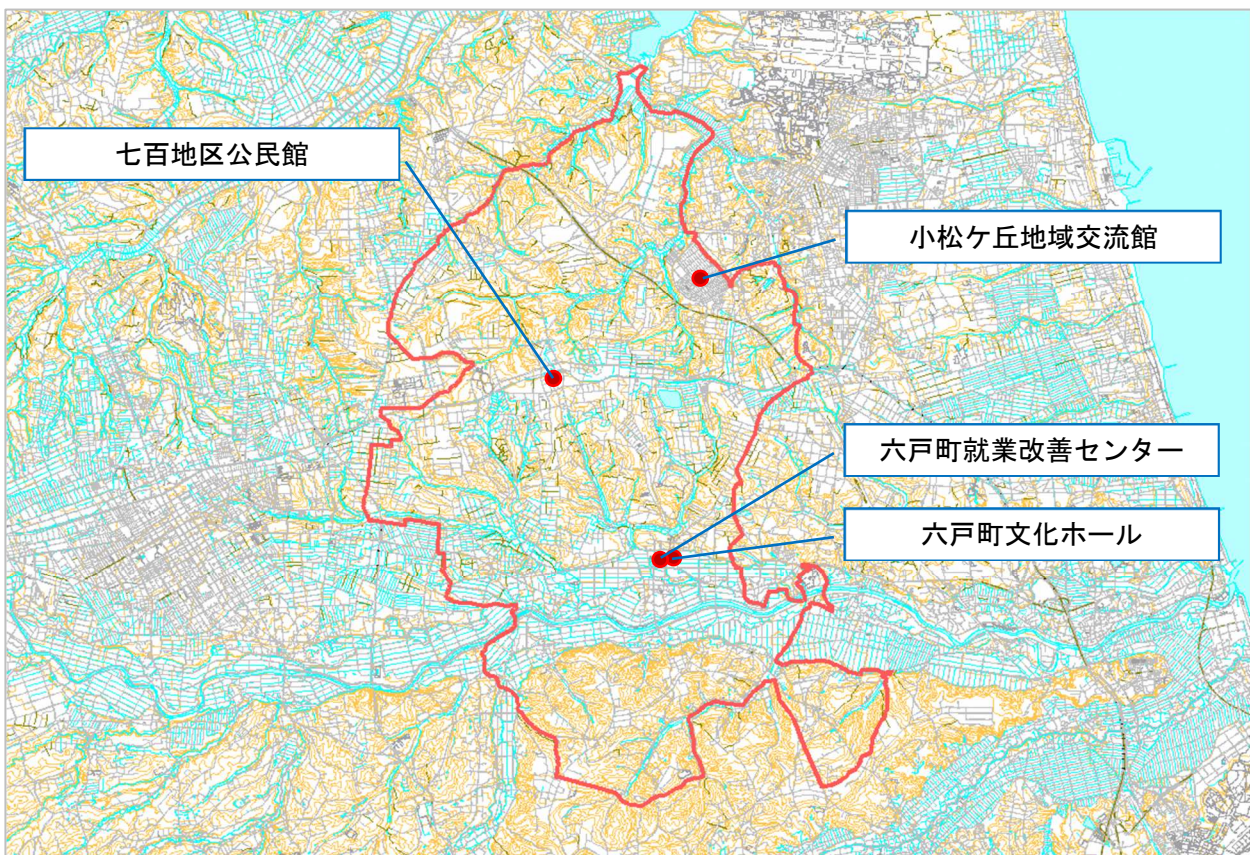
a. 施設概要

施設数：4施設（集会施設 2施設、文化施設 2施設）

<施設一覧>

	施設名称	延床面積(m ²)	代表建築年度	所管課	分類
1	小松ヶ丘地域交流館	592.08	平成17年度	教育課	集会施設
2	七百地区公民館	479.14	昭和49年度	教育課	集会施設
3	六戸町文化ホール	2,276.00	平成5年度	教育課	文化施設
4	六戸町就業改善センター	1,027.80	昭和54年度	教育課	文化施設
	合計	4,375.02			

b. 施設の配置の状況



(地図は国土地理院 基盤地図情報を編集して使用)

c. 維持管理の基本方針

①数量に関する基本的な考え方

施設活用度の高い施設については、維持保全しながら継続使用をします。施設活用度の低い施設については、他の用途への変更や施設の在り方の見直しを行います。

なお、七百地区公民館においては老朽化が進み、耐震性に欠けている事、維持管理費がかかっていることから解体に向けて検討していきます。

②品質に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理情報を整備し、定期点検を行って予防的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③コストに関する基本的な考え方

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増加することが想定されます。予防保全を実施することにより、トータルコストの縮減を図ります。

(2) 社会教育系施設

本町では、町民が生きがいのある豊かで充実した生活を送るため、一人ひとりの学習と社会参加を通じて豊かで住みよい地域社会づくりを推進するための活動の場を提供しています。また、町民の郷土への誇りと愛着の醸成に向けた活動を促進しています。

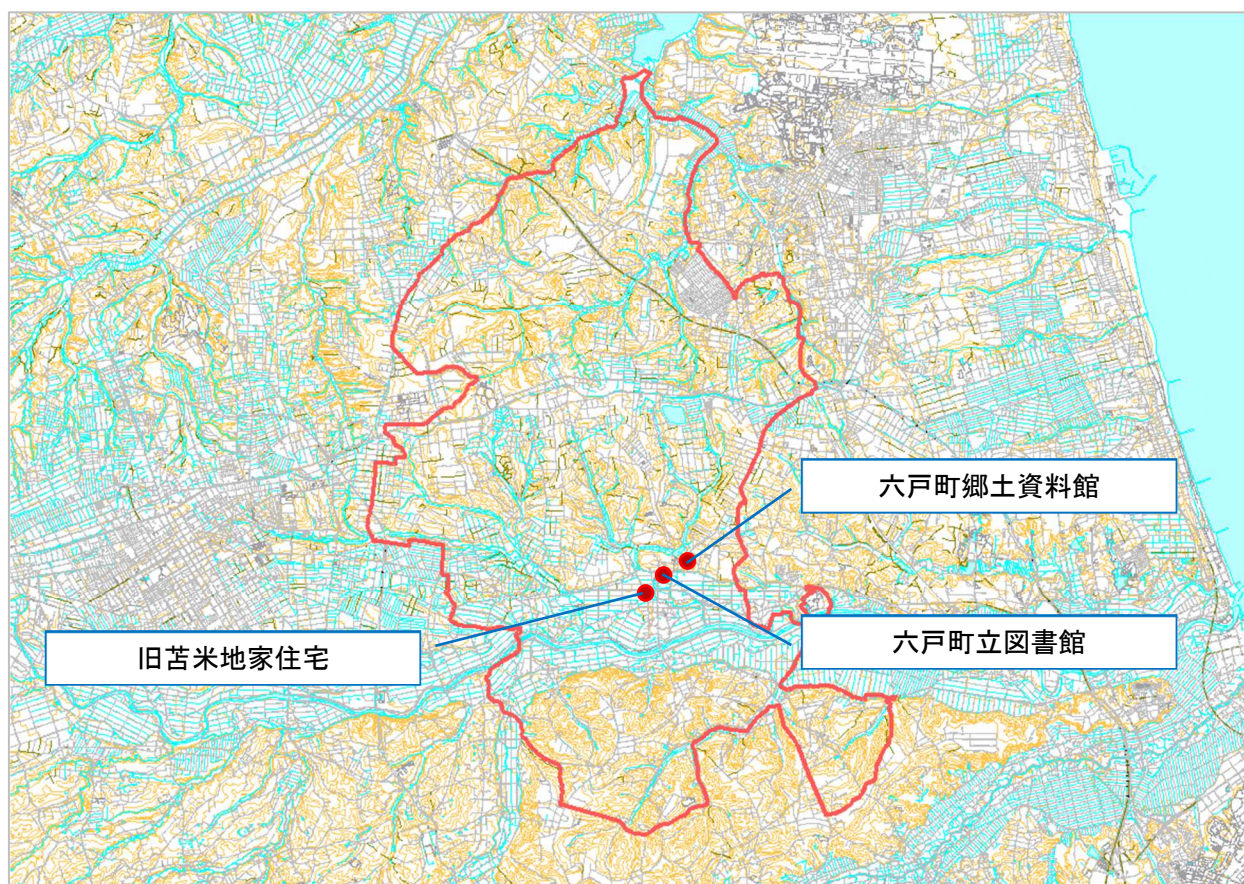
a. 施設概要

施設数：3施設（図書館 1施設、博物館等 2施設）

<施設一覧>

	施設名称	延床面積(m ²)	代表建築年度	所管課	分類
1	六戸町立図書館	867.38	昭和58年度	教育課	図書館
2	六戸町郷土資料館	283.20	昭和56年度	教育課	博物館等
3	旧苫米地家住宅	191.06	平成16年度	教育課	博物館等
	合計	1,341.64			

b. 施設の配置の状況



(地図は国土地理院 基盤地図情報を編集して使用)

c. 維持管理の基本方針

①数量に関する基本的な考え方

施設活用度の高い施設については、維持保全しながら継続使用をします。施設活用度の低い施設については、他の用途への変更や施設の在り方の見直しを行います。

②品質に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理情報を整備し、定期点検を行って予防的な維持管理を実施します。

図書館は、町民ニーズに即した蔵書の充実をはじめ、レファレンス（学習・調査の目的において資料の検索及び提供）機能の強化などサービス向上、学校図書室やその他の施設との連携等を進め、生涯学習の中核施設としての機能強化と利用促進を図ります。

郷土資料館及び旧苔米地家住宅は、展示内容の充実や学校教育への活用等を進めるとともに、町内外へのPRを行い、利用促進に努めます。

社会教育施設は、町民学習の場として、施設の適正な維持管理及び有効活用を図ります。

また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③コストに関する基本的な考え方

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増加することが想定されます。予防保全を実施することにより、トータルコストの縮減を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

本町のスポーツ施設は、すべての町民が生活の一部としてスポーツ活動を行うための活動の場と機会の充実を図っており、総合体育館においては平成30年度から令和2年度の3年間をかけ大規模改修を行い、今まで以上にスポーツの促進に向けて力を入れています。

またメイプルふれあいセンターは、人流の活発な促進の場となっております。

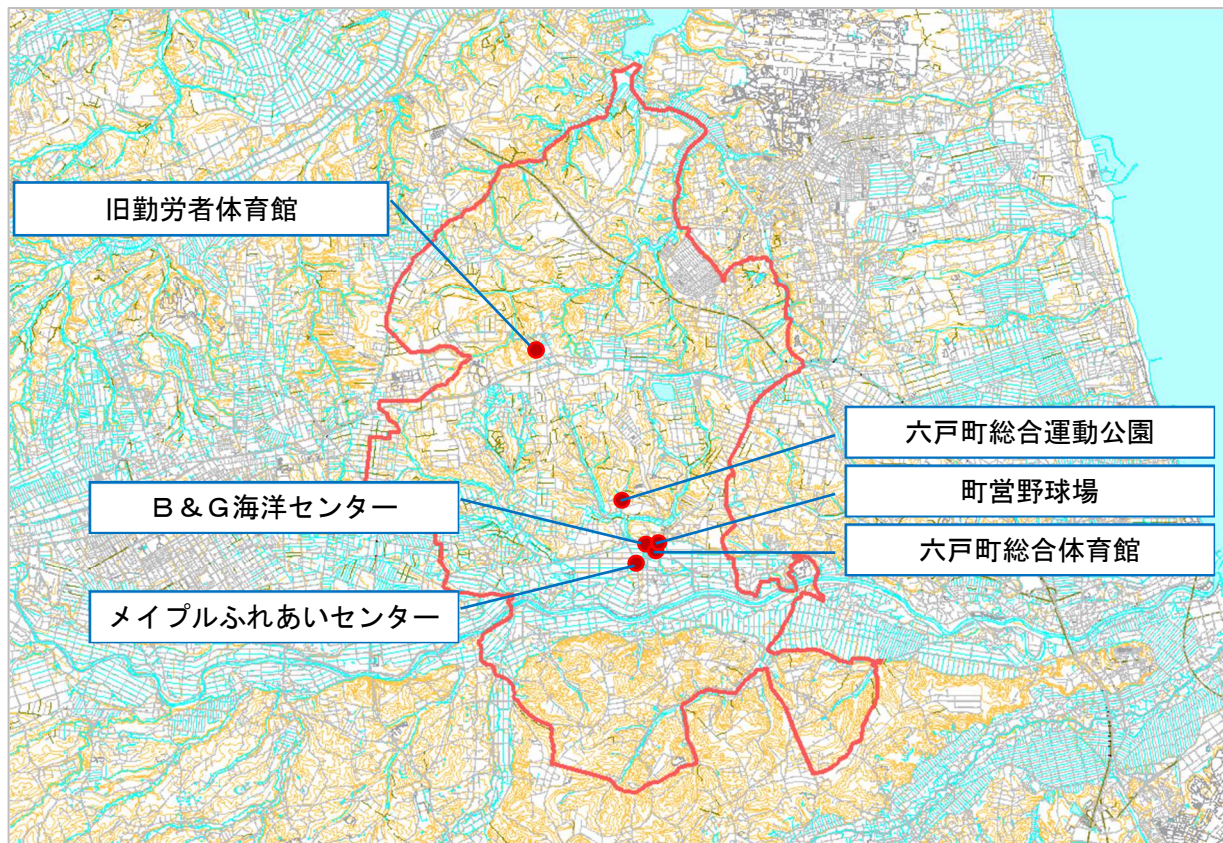
a. 施設概要

施設数：6施設（スポーツ施設 5施設、レクリエーション施設・観光施設 1施設）

<施設一覧>

	施設名称	延床面積(m ²)	代表建築年度	所管課	分類
1	六戸町総合運動公園	735.00	平成10年度	教育課	スポーツ施設
2	六戸町総合体育館	3,823.33	昭和57年度	教育課	スポーツ施設
3	町営野球場	24.00	昭和49年度	教育課	スポーツ施設
4	B&G海洋センター	141.53	平成元年度	教育課	スポーツ施設
5	旧勤労者体育館	1,533.83	昭和60年度	教育課	スポーツ施設
6	メイプルふれあいセンター	499.12	平成14年度	まちづくり推進課	レクリエーション施設・観光施設
	合計	6,756.81			

b. 施設の配置の状況



(地図は国土地理院 基盤地図情報を編集して使用)

c. 維持管理の基本方針

①数量に関する基本的な考え方

施設活用度の高い施設については、維持保全しながら継続使用をします。施設活用度の低い施設については、他の用途への変更や施設の在り方の見直しを行います。

②品質に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理情報を整備し、定期点検を行って予防的な維持管理を実施します。

町民のスポーツ活動の場、広域的なスポーツ拠点として、総合運動公園の利用ニーズに即した施設・設備・用具等の整備拡充を図るとともに、適正な維持管理及び有効活用を図ります。

また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③コストに関する基本的な考え方

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増加することが想定されます。予防保全を実施することにより、トータルコストの縮減を図ります。

(4) 学校教育系施設

六戸小学校は、平成13年度に長谷小学校・柳町小学校、平成21年度に折茂小学校を統合しています。

令和2年度に策定した「六戸町学校長寿命化計画」において、新校舎整備案が総合的（コスト・安全・教育格差）に最適とされております。令和3年度からは上記計画及び町立小・中学校最適化基本計画に基づき、令和7年度開校予定である義務教育学校（小中一貫校）新設の準備をおこなっております。

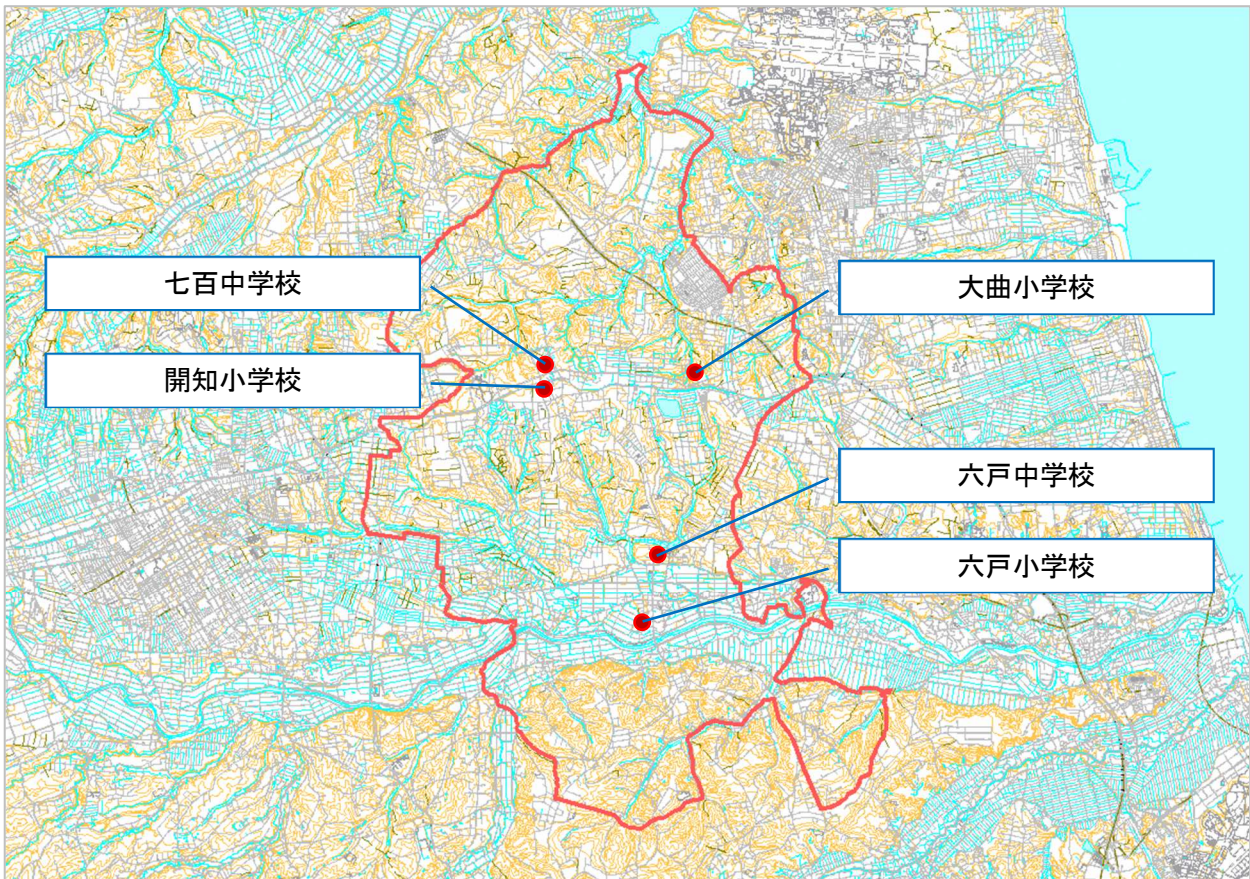
a. 施設概要

施設数：5施設（中学校 2校、小学校 3校）

<施設一覧>

	施設名称	延床面積(㎡)	代表建築年度	所管課	分類
1	六戸中学校	4,677.00	昭和44年度	教育課	中学校
2	七百中学校	2,626.00	平成9年度	教育課	中学校
3	六戸小学校	4,166.72	昭和50年度	教育課	小学校
4	開知小学校	3,200.00	平成20年度	教育課	小学校
5	大曲小学校	3,571.00	昭和63年度	教育課	小学校
	合計	18,190.72			

b. 施設配置の状況



(地図は国土地理院 基盤地図情報編集して使用)

c. 維持管理の基本方針

①数量に関する基本的な考え方

施設活用度の高い施設については、維持保全しながら継続使用をします。施設活用度の低い施設については、他の用途への変更や施設の在り方の見直しを行います。

義務教育学校を新設することで、現存している5校を1校に統合することで数量の減少を図ります。なお、義務教育学校の新設に伴い、旧校舎については、六戸小学校と六戸中学校は老朽化のため解体の方向で検討を行い、その他3校は用途変更を行い施設の有効な利活用方法を検討していきます。

②品質に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理情報を整備し、定期点検を行って予防的な維持管理を実施します。

安全・安心・快適な教育環境の整備に向け、老朽化した施設の大規模な改修、学校規模に配慮した設備の拡充を計画的に進めます。

また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

義務教育学校を新設することで最新設備になり、安心・安全・快適及び充実した教育環境を格差なく提供することが可能となります。

義務教育学校の新設後は、5年ごとに定期点検を実施し、合わせて計画の見直しを図り、効果的、効率的な維持管理を実施します。

③コストに関する基本的な考え方

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増加することが想定されます。予防保全を実施することにより、トータルコストの縮減を図ります。また、光熱水費については、運用や設備における省エネ策を講じます。

義務教育学校施設することで、一時的なコスト増になりますが、長期的には支出は減少となります。義務教育学校新設後は、長寿命化の改修の他、大規模な改修を検討することで予防保全を実施し、80年間建物を使用することを目指します。

(5) 子育て支援施設

本町では、子育てに関わる保護者の負担感や孤立感を解消しながら、安心して子育てができるよう、令和元年度に策定した「第2期 子ども・子育て支援事業計画」に基づき、放課後児童クラブの拡充など、各種の子育て支援施策を推進しています。

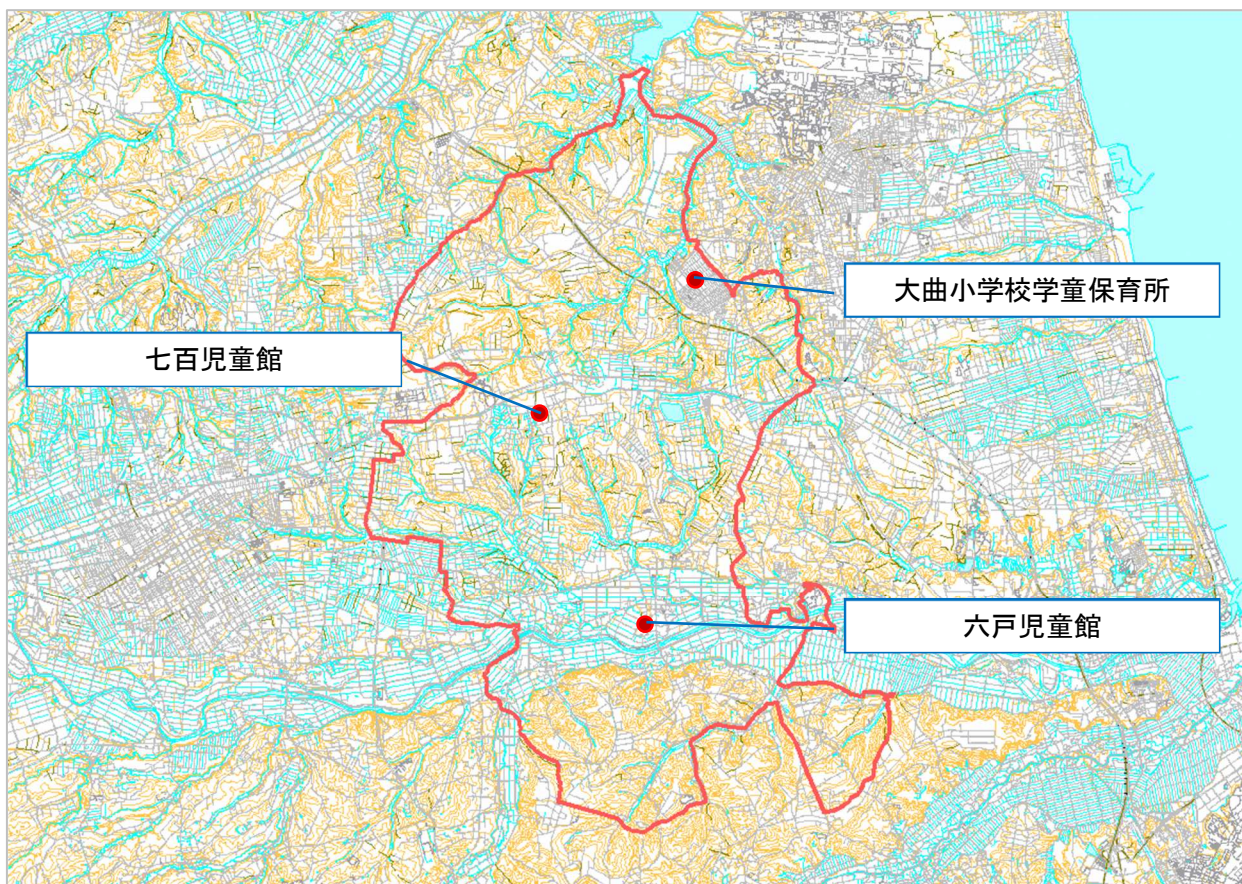
a. 施設概要

施設数：3施設（幼児・児童施設 3施設）

<施設一覧>

	施設名称	延床面積(m ²)	代表建築年度	所管課	分類
1	六戸児童館	595.82	昭和52年度	福祉課	幼児・児童施設
2	七百児童館	617.70	昭和56年度	福祉課	幼児・児童施設
3	大曲小学校学童保育所	432.27	平成21年度	福祉課	幼児・児童施設
	合計	1,645.79			

b. 施設の配置の状況



(地図は国土地理院 基盤地図情報を編集して使用)

c. 維持管理の基本方針

①数量に関する基本的な考え方

施設活用度の高い施設については、維持保全しながら継続使用をします。施設活用度の低い施設については、他の用途への変更や施設の在り方の見直しを行います。

今後、少子化傾向が続くことが推測されますが、子育て世帯の就労形態の多様化に伴い、学童保育所の需要の増加やニーズの多様化に対応したサービスの充実を促進していくことに対応していきます。

なお、七百児童館は老朽化のため維持管理費も年々膨大となってきたことなどから、解体に向け検討を行うとともに、他の既存建物への機能移転についても合わせて検討していきます。

②品質に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理情報を整備し、定期点検を行って予防的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③コストに関する基本的な考え方

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増加することが想定されます。予防保全を実施することにより、トータルコストの縮減を図ります。

(6) 保健・福祉施設

本町では、「第5期 老人福祉計画」及び「第8期 介護保険事業計画」を策定し、地域包括支援センターを中心として、地域支援事業の推進など各種の高齢者支援施策を推進しています。

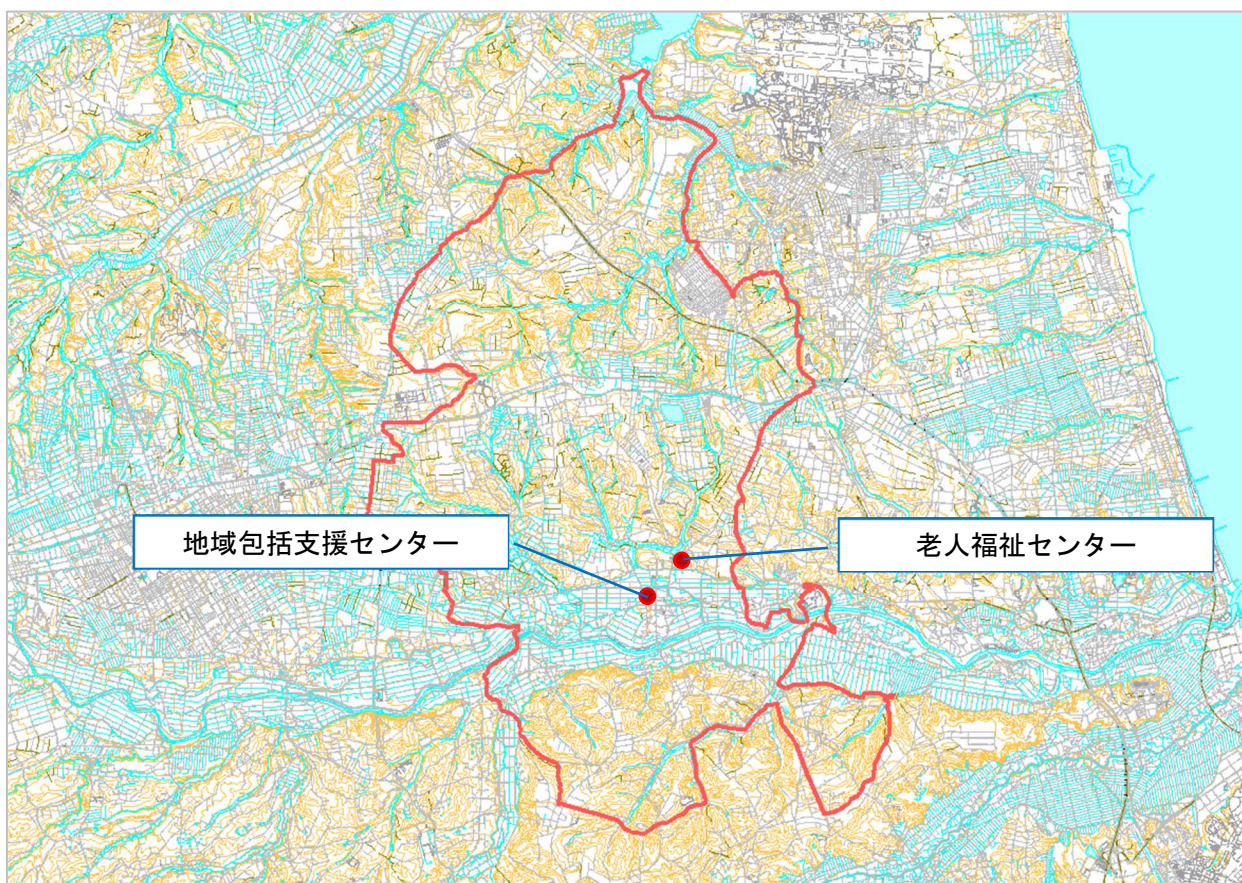
a. 施設概要

施設数：2施設（高齢者福祉施設 2施設）

<施設一覧>

	施設名称	延床面積(m ²)	建築年度	所管課	分類
1	老人福祉センター	864.85	昭和60年度	福祉課	高齢者福祉施設
2	地域包括支援センター	418.88	平成26年度	福祉課	高齢者福祉施設
	合計	1,283.73			

b. 施設の配置の状況



(地図は国土地理院 基盤地図情報を編集して使用)

c. 維持管理の基本方針

①数量に関する基本的な考え方

施設活用度の高い施設については、維持保全しながら継続使用をします。施設活用度の低い施設については、他の用途への変更や施設の在り方の見直しを行います。

②品質に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理情報を整備し、定期点検を行って予防的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③コストに関する基本的な考え方

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増加することが想定されます。予防保全を実施することにより、トータルコストの縮減を図ります。

(7) 医療施設

六戸町国民健康保険診療所は、平成28年10月1日より病院から診療所へ機能転換しています。なお、令和2年度に、屋根及び外壁の中規模改修工事を実施しました。

a. 施設概要

施設数：1施設（医療施設 1施設）

<施設一覧>

	施設名称	延床面積(m ²)	代表建築年度	所管課	分類
1	六戸町国民健康保険診療所	1,505.14	昭和58年度	診療所	医療施設

b. 施設の配置の状況



(地図は国土地理院 基盤地図情報を編集して使用)

c. 維持管理の基本方針

①数量に関する基本的な考え方

現在の機能を維持保全しながら継続使用します。

②品質に関する基本的な考え方

今後、高齢化が進む中で、六戸町国民健康保険診療所の重要性・必要性は一層高まっていくことが予想されるため、診療所改革に関する新たな指針づくりのもと、医師の確保はもとより、施設・設備の計画的な更新等を図り、機能を維持・充実させていく必要があります。

そのため、施設の状況を的確に把握し管理するため、管理情報を整備し定期点検を行い、予防的な維持管理を実施します。

また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③コストに関する基本的な考え方

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増加することが想定されます。予防保全を実施することにより、トータルコストの縮減を図ります。

(8) 行政系施設

役場は、本庁舎のほか、小松ヶ丘地区に出張所を開設しています(各種証明書の発行のみ)。
防災に関しては、非常備消防として9個分団からなる消防団が組織されています。

a. 施設概要

施設数：12施設（庁舎等 1施設、消防施設 10施設、その他行政系施設 1施設）

<施設一覧（庁舎等）>

	施設名称	延床面積(m ²)	代表建築年度	所管課	分類
1	六戸町役場	5,149.78	昭和51年度	総務課	庁舎等

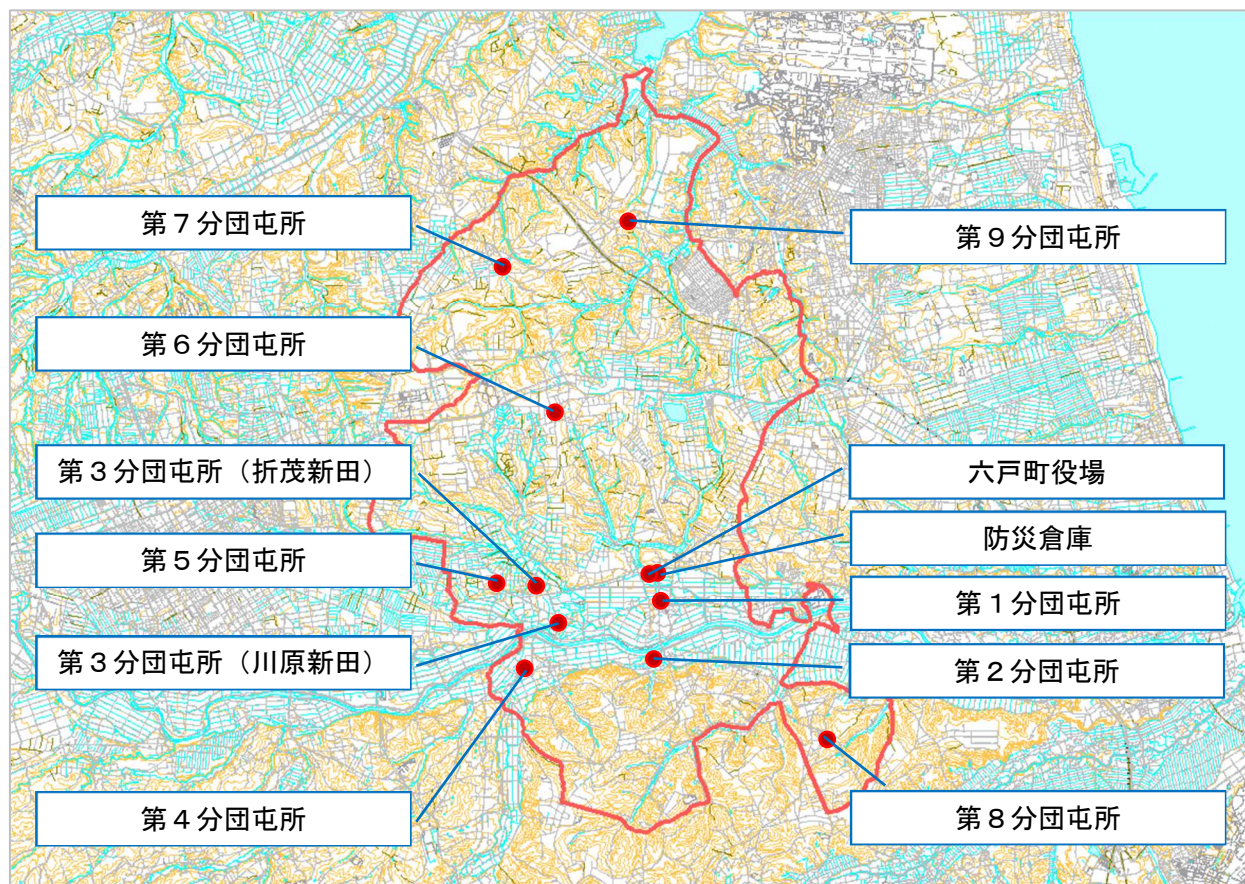
<施設一覧（消防施設）>

	施設名称	延床面積(m ²)	代表建築年度	所管課	分類
1	第1分団屯所	123.66	平成15年度	総務課	消防施設
2	第2分団屯所	89.42	平成8年度	総務課	消防施設
3	第3分団屯所(川原新田)	84.46	平成8年度	総務課	消防施設
4	第3分団屯所(折茂新田)	79.32	平成元年度	総務課	消防施設
5	第4分団屯所	89.42	平成8年度	総務課	消防施設
6	第5分団屯所	89.42	平成8年度	総務課	消防施設
7	第6分団屯所	109.30	平成8年度	総務課	消防施設
8	第7分団屯所	79.00	昭和63年度	総務課	消防施設
9	第8分団屯所	79.00	昭和63年度	総務課	消防施設
10	第9分団屯所	81.98	平成8年度	総務課	消防施設
	合計	904.98			

<施設一覧（その他行政系施設）>

	施設名称	延床面積(m ²)	代表建築年度	所管課	分類
1	防災倉庫	67.00	平成21年度	総務課	その他行政系施設

b. 施設の配置の状況



(地図は国土地理院 基盤地図情報を編集して使用)

c. 維持管理の基本方針

①数量に関する基本的な考え方

施設活用度の高い施設については、維持保全しながら継続使用をします。施設活用度の低い施設については、他の用途への変更や施設の在り方の見直しを行います。

②品質に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理情報を整備し、定期点検を行って予防的な維持管理を実施します。

消防施設（分団屯所）は、老朽化が進む施設・設備の計画的更新を図り、消防力の維持・強化に努めます。

また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③コストに関する基本的な考え方

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増加することが想定されます。予防保全を実施することにより、トータルコストの縮減を図ります。

(9) 公営住宅

定住・移住の促進と魅力的でゆとりのある住環境の実現に向け、町営住宅の適正管理に努めるとともに、地方創生の視点に立ち、定住・移住を支援する取り組みを進めています。

町営住宅は現在、館野住宅30戸、桜ヶ丘団地1戸、ひばりヶ丘団地33戸の計64戸供給されています。

a. 施設概要

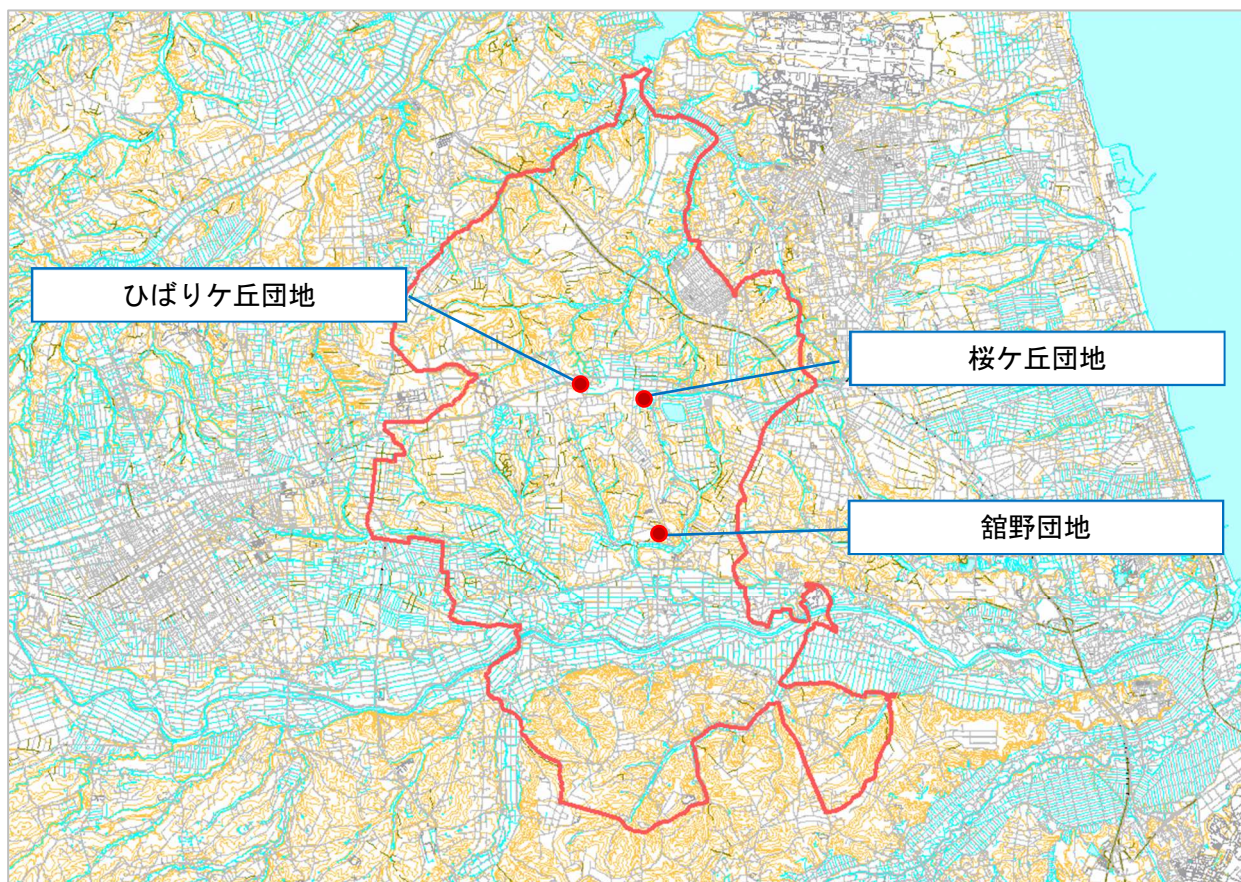
施設数：3施設（公営住宅 3施設）

<施設一覧>

	施設名称	延床面積(m ²)	代表建築年度	所管課	分類
1	館野団地	2,172.62	平成21年度	建設下水道課	公営住宅
2	桜ヶ丘団地	29.70	昭和34年度	建設下水道課	公営住宅
3	ひばりヶ丘団地	2,342.54	平成14年度	建設下水道課	公営住宅
	合計	4,555.86			

※建物の数量は、館野団地（6棟）、桜ヶ丘団地（1棟）、ひばりヶ丘団地（33棟）です。

b. 施設の配置の状況



(地図は国土地理院 基盤地図情報を編集して使用)

c. 維持管理の基本方針

①数量に関する基本的な考え方

施設活用度の高い施設については、維持保全しながら継続使用をします。施設活用度の低い施設については、他の用途への変更や施設の在り方の見直しを行います。

なお、桜ヶ丘団地においては、利用状況に応じて、解体及び用途変更などの検討を行っていきます。

②品質に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理情報を整備し、定期点検を行って予防的な維持管理を実施します。

平成になってから供給されたひばりヶ丘団地・館野団地の町営住宅について、適正な維持管理に努めるとともに、桜ヶ丘団地については、順次用途廃止を進めていきます。

町の財政状況や町営住宅への入居申込状況をはじめ、民間賃貸住宅の建設状況なども考慮しながら、必要に応じて建設事業の再開について検討していきます。

また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③コストに関する基本的な考え方

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増加することが想定されます。予防保全を実施することにより、トータルコストの縮減を図ります。

(10) 公園

本町では、人々が自然とふれあい、花と緑あふれる快適な環境づくりに向け、公園・緑地の整備充実に努めています。都市公園が2箇所、都市公園以外の公園等が12箇所整備されています。

a. 施設概要

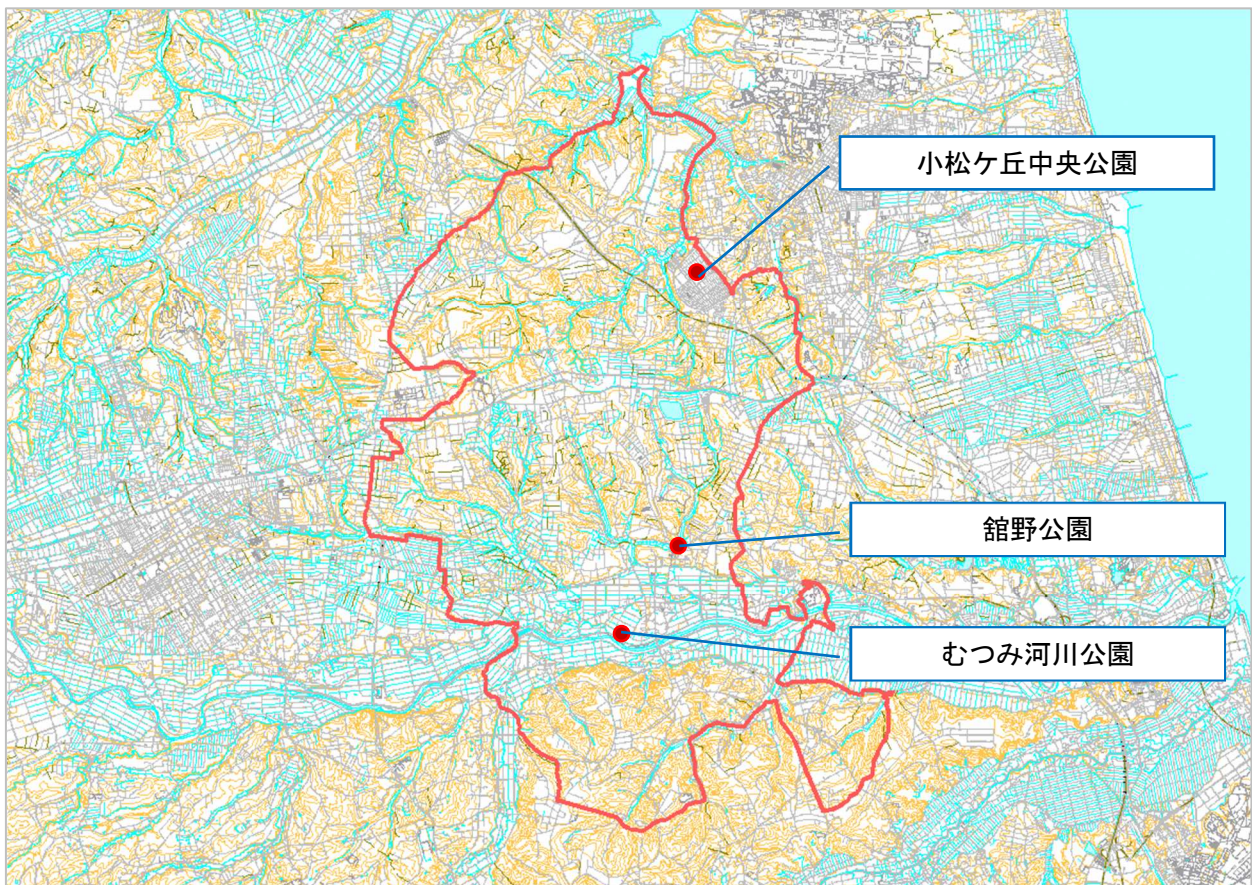
施設数：3施設（公園 3施設）

<施設一覧>

	施設名称	延床面積	代表建築年度	所管課	分類
1	館野公園	278.57	昭和58年度	建設下水道課	公園
2	むつみ河川公園	39.42	平成9年度	建設下水道課	公園
3	小松ヶ丘中央公園	26.24	令和元年度	建設下水道課	公園
	合計	344.23			

※建物のある公園のみを対象としています。

b. 施設の配置の状況



(地図は国土地理院 基盤地図情報を編集して使用)

c. 維持管理の基本方針

①数量に関する基本的な考え方

施設活用度の高い施設については、維持保全しながら継続使用をします。施設活用度の低い施設については、他の用途への変更や施設の在り方の見直しを行います。

②品質に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握し、管理するため、管理情報を整備し、定期点検を行って予防的な維持管理を実施します。

老朽化した施設・設備の定期的な点検及び更新を行うとともに、安全性の確保及び景観の向上に努めます。

また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③コストに関する基本的な考え方

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増加することが想定されます。予防保全を実施することにより、トータルコストの縮減を図ります。

(11) その他

六戸霊園は、平成20年度に1期工事として114区画の整備を行い、平成21年6月から区画使用の申込受付を開始しています。

本町の公共交通は、十和田観光電鉄の鉄道路線が平成24年4月に廃止となりましたが、その路線にはバスが運行され、さらに町全体においては町民バスを運行しています。

a. 施設概要

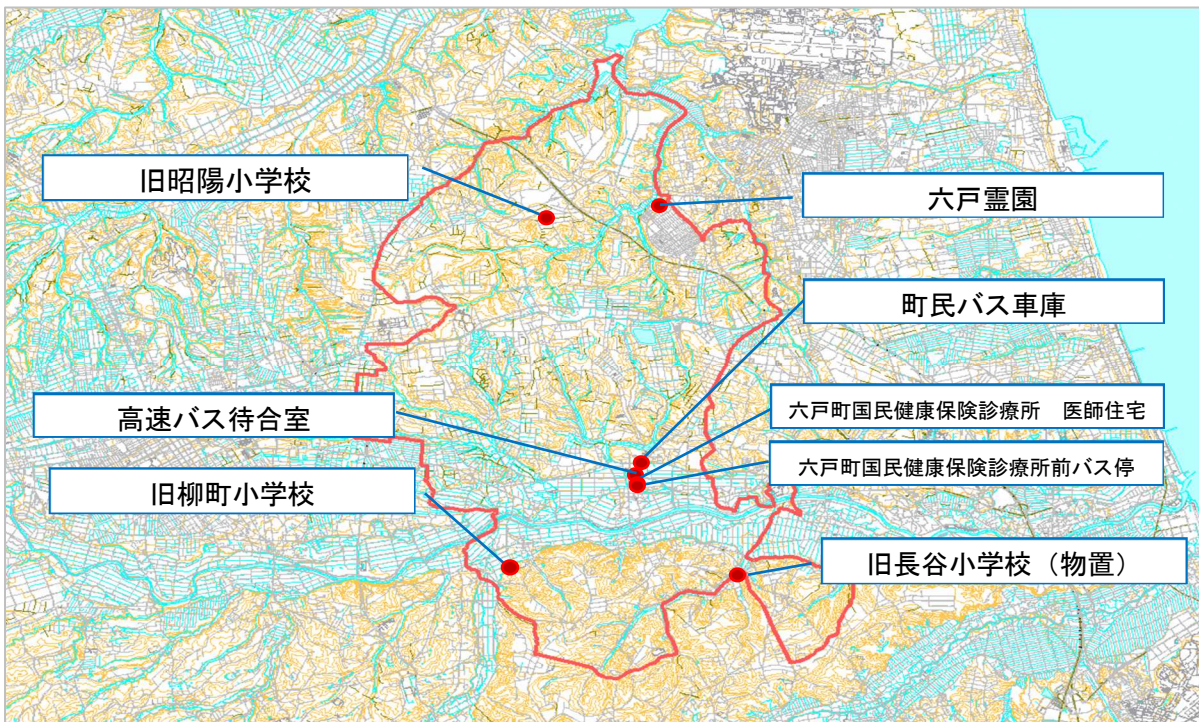
施設数：8施設（その他 8施設）

<施設一覧>

	施設名称	延床面積	代表建築年度	所管課	分類
1	六戸霊園 トイレ・物置	86.60	平成20年度	町民課	その他
2	町民バス車庫	474.60	平成26年度	総務課	その他
3	六戸町国民健康保険診療所前バス停	20.26	平成13年度	総務課	その他
4	高速バス待合室	6.00	平成9年度	総務課	その他
5	六戸町国民健康保険診療所 医師住宅	531.55	平成19年度	診療所	その他
6	旧昭陽小学校	2,042.00	昭和41年度	教育課	その他
7	旧長谷小学校（物置）	28.98	昭和57年度	教育課	その他
8	旧柳町小学校	741.33	昭和31年度	教育課	その他
		3,931.32			

※六戸町国民健康保険診療所 医師住宅の建物の数量は4棟です。

b. 施設の配置の状況



(地図は国土地理院 基盤地図情報を編集して使用)

c. 維持管理の基本方針

①数量に関する基本的な考え方

施設活用度の高い施設については、維持保全しながら継続使用をします。施設活用度の低い施設については、他の用途への変更や施設の在り方の見直しを行います。

なお、老朽化にともない旧柳町小学校は令和4年度に解体予定であり、旧昭陽小学校についても、老朽化が激しいことから解体に向け検討を行っていきます。

②品質に関する基本的な考え方

施設の状態を的確に把握し、管理するため、管理情報を整備し、定期点検を行って予防的な維持管理を実施します。

六戸霊園は、適正管理及び利用促進に努めるとともに、利用状況に応じてその拡充を検討していきます。

また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③コストに関する基本的な考え方

老朽化が進んだ施設は、施設コストが増加することが想定されます。予防保全を実施することにより、トータルコストの縮減を図ります。

2. インフラ系公共施設

(1) 道路

本町は、八戸・三沢・十和田の三市を結ぶトライアングルの中心に位置し、八戸駅や三沢空港などへのアクセスに恵まれています。さらに上北自動車道の整備が進められており、より利便性の高い道路網の整備が進められています。

①施設状況

a. 施設概要

<道路>

種別	路線数(本)	実延長(m)	道路部面積 (㎡)
1級町道	18	26,562.7	283,475.4
2級町道	34	56,655.1	395,195.3
その他の町道	375	224,870.6	906,773.0
合計	427	308,088.4	1,585,443.7

b. 維持管理の基本方針

日常維持管理については、計画保全を推進し、維持管理コストの縮減に取り組むとともに安全確保に努めます。施設整備にあたっては、財政状況を考慮し、原則として現状の投資額の範囲内で中長期的視点から必要な整備を行っていきます。

町民ニーズや必要性等を考慮しながら、幹線町道から身近な生活道路に至る町道網の整備及び維持補修を計画的、効率的に推進します。

また、維持管理については、ライフサイクルコストを考慮した長寿命化を推進します。

(2) 橋りょう

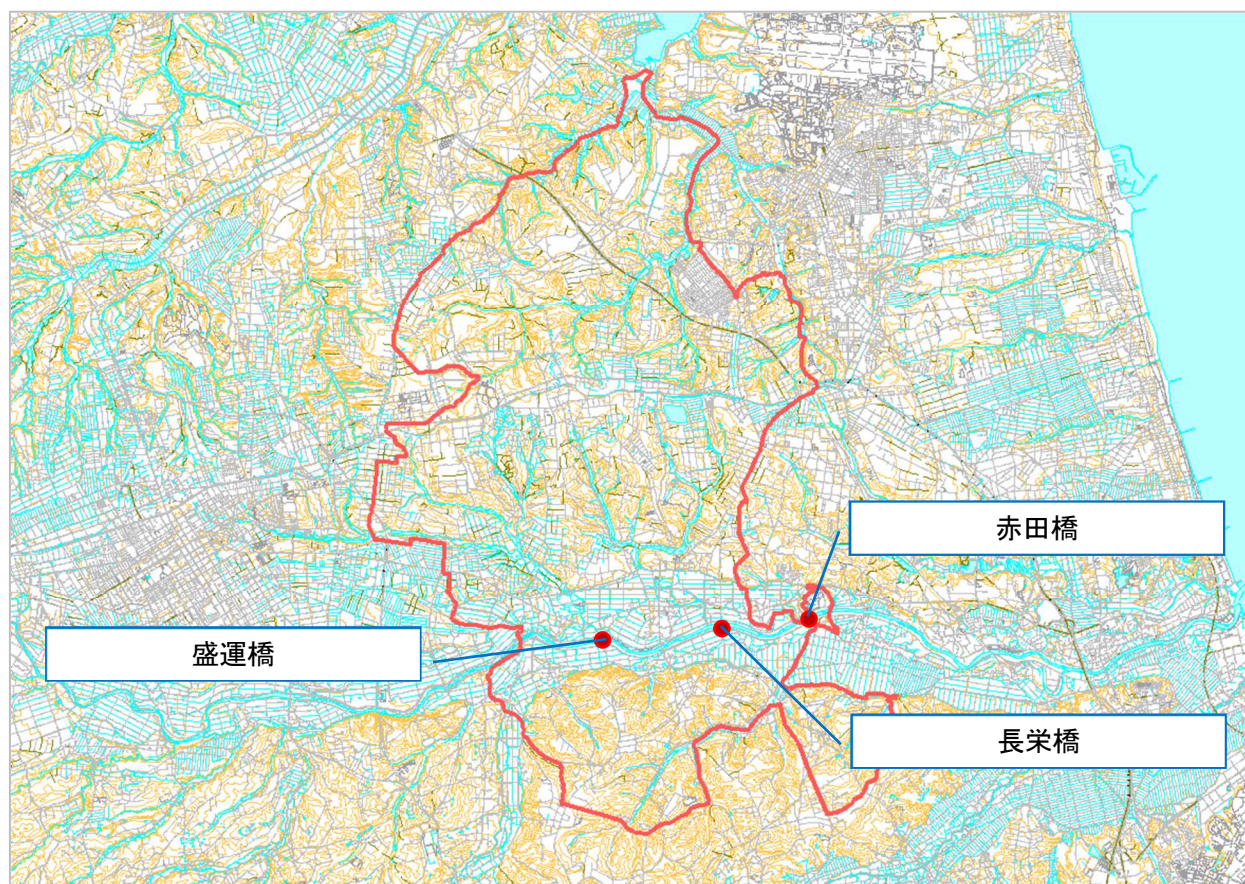
本町は、橋梁長寿命化修繕計画の対象である橋長15m以上の橋が3橋、それ以下の橋長の橋が19橋の計22橋が整備されています。

a. 施設概要

<橋りょう>

種別	本数(本)	橋長(m)	道路部面積(m ²)
RC橋	19	87.0	615.6
鋼橋(H型鋼)	3	406.4	1,625.6
計	22	493.4	2,241.2

b. 施設の配置の状況



※橋長15m以上の橋のみ (地図は国土地理院 基盤地図情報を編集して使用)

c. 維持管理の基本方針

日常維持管理については、計画保全を推進し、維持管理コストの縮減に取り組むとともに安全確保に努めます。施設整備にあたっては、財政状況を考慮し、原則として現状の投資額の範囲内で中長期的視点から必要な整備を行っていきます。また、「六戸町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な点検・改修を行い、長寿命化を図ります。

(3) 下水道施設

本町では、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業によって生活排水処理施設の整備を進め、公共下水道事業、農業集落排水事業は既に完了しています。なお、小松ヶ丘地区汚水処理においては、令和4年度より馬淵川流域下水道への接続となることから、小松ヶ丘ニュータウン汚水処理所場は廃止に伴う取壊しを行います。

a. 施設概要

<建物施設一覧>

	施設名称	延床面積(m ²)	代表建築年度	所管課	分類
1	七百地区農業集落排水汚水処理施設	456.96	平成8年度	建設下水道課	下水道施設
2	岡沼地区農業集落排水汚水処理場	219.33	平成12年度	建設下水道課	下水道施設
3	金矢地区農業集落排水汚水処理施設	226.00	平成7年度	建設下水道課	下水道施設
4	小松ヶ丘ニュータウン汚水処理場	950.00	昭和52年度	建設下水道課	下水道施設

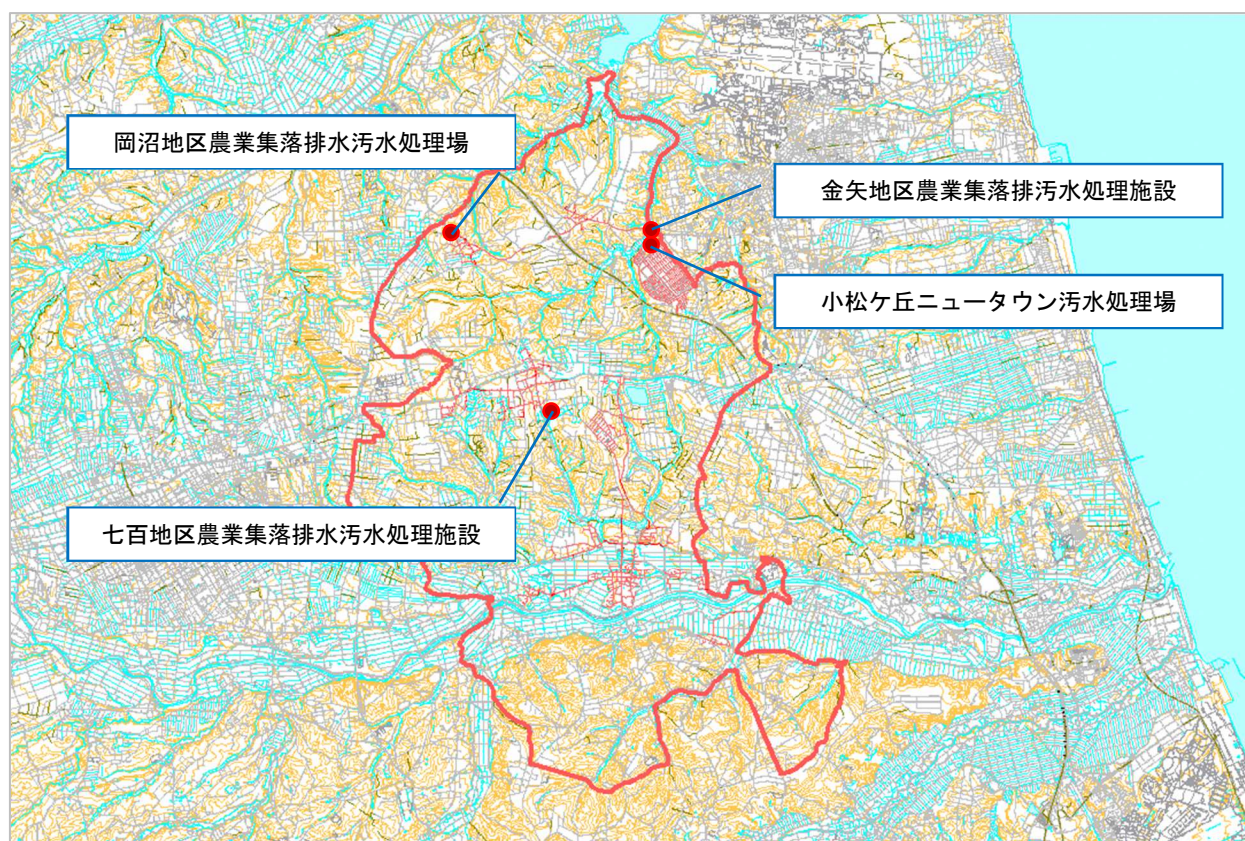
<管渠>

管径別	延長 (m)
~250mm	124,336.23
251mm~500mm	8,068.72
501mm~1,000mm	2,676.67
1,001mm~	1,614.15
計	136,695.77

※公共下水道・農業集落排水の管渠延長を合算しています。

(六戸町全庁型GISの下水道・農業集落排水管渠データをもとに作成)

b. 施設の配置の状況



(地図は国土地理院 基盤地図情報を編集して使用)

c. 維持管理の基本方針

日常維持管理については、計画保全を推進し、維持管理コストの縮減に取り組むとともに安全確保に努めます。施設整備にあたっては、財政状況を考慮し、原則として現状の投資額の範囲内で中長期的視点から必要な整備を行っていきます。また、ライフサイクルコストを考慮した長寿命化を推進します。

公共下水道事業及び農業集落排水事業による整備済区域については、施設の適正な維持管理・長寿命化に努めます。また、施設の維持管理体制の効率化や経費の削減、料金体系の適正化などにより、下水道事業の健全運営に努めます。

(4) ため池

本町では、防災重点ため池2つを含む16の農業用ため池が築造されています。管理は所有者、又は水利組合などに委ねており、本町は、改修事業等の支援を行っています。

a. 施設概要

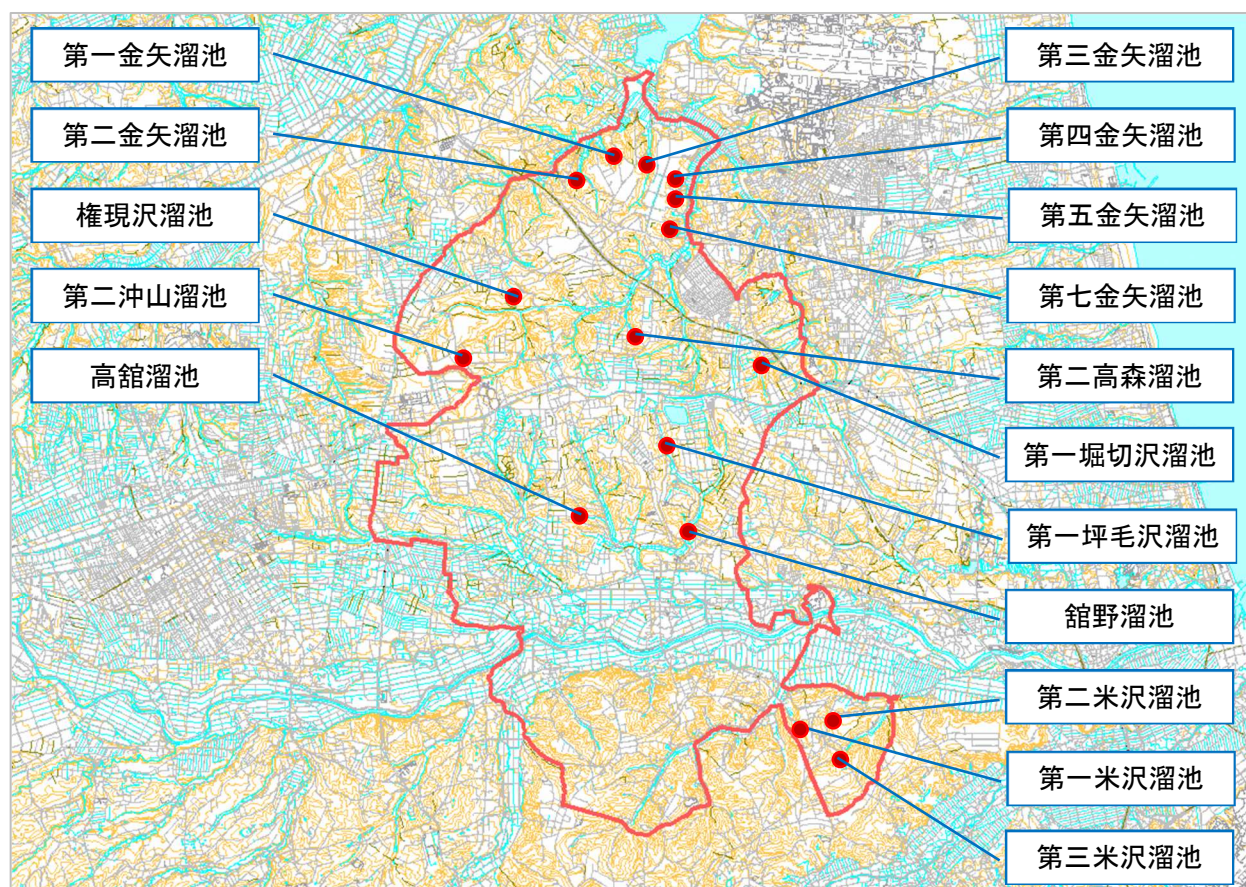
<農業用ため池>

	施設名称	受益面積 (ha)	貯水量 (千m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	築造年代	一斉点検 実施年度
1	第二金矢溜池	3	19.2	8.0	60	昭和(19年以前)	平成25年度
2	第三米沢溜池	5	14.0	3.9	71	昭和(19年以前)	平成25年度
3	第五金矢溜池	2	2.4	2.0	73	昭和(19年以前)	平成25年度
4	第七金矢溜池	4	10.8	3.0	56	不明	平成25年度
5	第二冲山溜池	2	3.6	3.0	16	昭和(40年以降)	平成25年度
6	第二高森溜池	1	2.0	4.0	27	昭和以降	平成26年度
7	高館溜池	3	2.4	1.7	40	大正	平成25年度
8	第一米沢溜池	3	3.6	3.0	51	昭和(19年以前)	平成25年度
9	第一堀切沢溜池	2	3.6	3.0	41	明治	平成25年度
10	第三金矢溜池	9	2.4	4.0	62	明治	平成25年度
11	権現沢溜池	1	7.0	4.5	31	明治	平成26年度
12	第一金矢溜池	3	1.2	2.5	33	昭和(19年以前)	平成25年度
13	第一坪毛沢溜池	0	1.0	2.0	15	昭和以降	平成26年度
14	第四金矢溜池	11	2.0	2.0	80	江戸時代以前	平成26年度
15	館野溜池※	24	82.8	4.0	129	明治	平成25年度
16	第二米沢溜池※	20	6.7	4.5	50	昭和(19年以前)	平成25年度
		93	164.7	—	—	—	

(六戸町ため池データベースより)

※館野溜池及び第二米沢溜池は「防災重点ため池」に指定されています。

b. 施設の配置の状況



(地図は国土地理院 基盤地図情報を編集して使用)

c. 維持管理の基本方針

大規模地震や豪雨等の災害による被災を未然に防止するため、平成25～26年度にため池の一斉点検を実施しています。

ため池の維持管理は、ため池管理マニュアル（平成26年3月青森県農林水産部策定・平成27年10月農林水産省策定）及びため池機能診断マニュアル（平成28年10月農林水産省暫定版まとめ）をもとに定期的に点検等を実施するとともに、計画保全を推進し、維持管理コストの縮減に取り組むとともに安全確保に努めます。

施設整備にあたっては、財政状況を考慮し、原則として現状の投資額の範囲内で中長期的視点から必要な整備を行っていきます。また、ライフサイクルコストを考慮した長寿命化を推進します。



六戸町公共施設等総合管理計画

平成29年3月策定

令和4年3月改訂

発行 六戸町
企画・編集 六戸町 企画財政課
〒039-2392
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60
電話 0176-55-3111
FAX 0176-55-3112